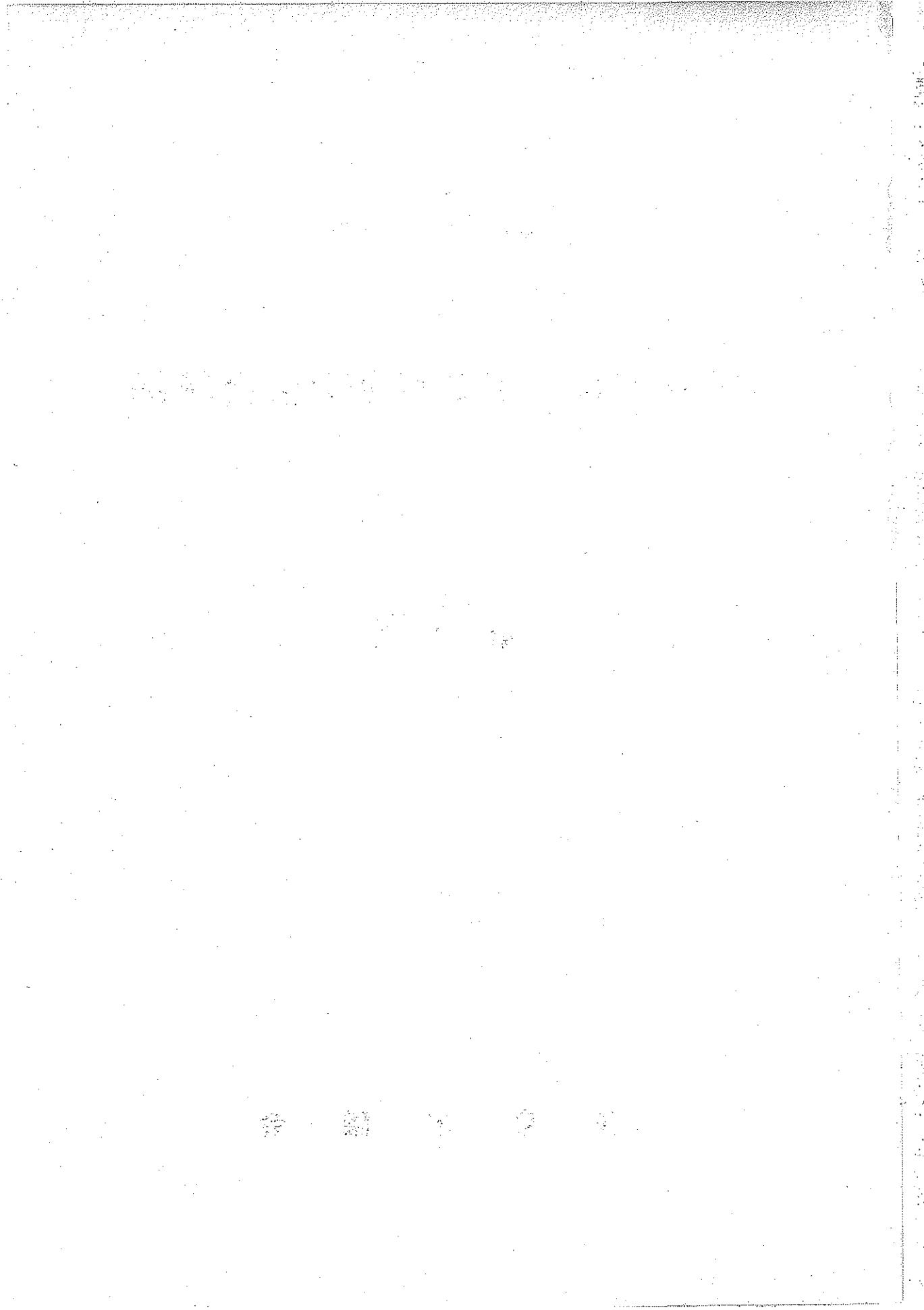


昭和58年7月4日開会  
昭和58年7月5日閉会

## 和泉市議会第2回定例会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回定例会会議録目次

### 昭和58年7月4日(月曜日)第1日目

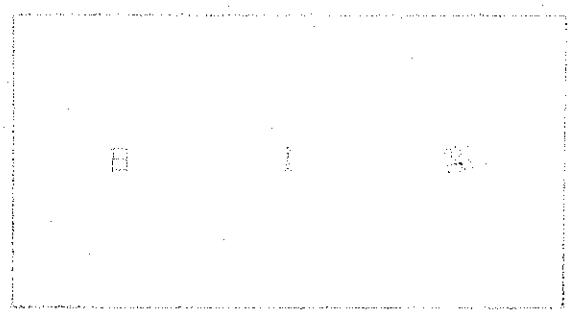
○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣言(午前10時2分)	3頁
○ 全国議長会の会議模様報告	3頁
○ 市長開会あいさつ	5頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(出原平男、池辺秀夫、飯坂楠次)	6頁
○ " 第2 会期の決定について(7月4日~7月8日5日間)	6頁
○ " 第3 一般質問について	6頁
1番に 7番 勝 部 津喜枝 君	
2番に 9番 直 村 静 二 君	
3番に 19番 大 谷 昌 幸 君	
4番に 16番 赤 阪 和 見 君	
○ 散会宣言(午後3時11分)	46頁

### 昭和58年7月5日(火曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	47頁
○ 議事説明員・その他	47頁
○ 議事日程	49頁
○ 開会宣言(午前10時00分)	50頁
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和58年1月分)	
○ " 第2 " (水道部企業出納員扱 昭和58年1月分)	一括
○ " 第3 " (市立病院企業出納員扱 昭和58年1月分)	
○ " 第4 " (収入役扱 昭和58年2月分)	
○ " 第5 " (水道部企業出納員扱 昭和58年2月分)	
○ " 第6 " (市立病院企業出納員扱 昭和58年2月分)	
○ " 第7 定期監査(昭和57年度第2次分)結果報告	
○ " 第8 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	

- 日程第9 和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について 56頁
- " 第10 土地改良事業の施行について(ため池整備事業オウソ池改修工事) 61頁
- " 第11 " (農道整備事業湯の谷農道舗装工事) 61頁
- " 第12 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正) 67頁
- " 第13 " (昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第5号)) 78頁
- " 第14 " (昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)) 78頁
- " 第15 昭和57年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 96頁
- " 第16 和泉市土地開発公社昭和57事業年度決算書類の提出について 98頁
- " 第17 財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度決算書類の提出について 102頁
- " 第18 " 昭和58事業年度事業計画書類の提出について 102頁
- " 第19 財団法人和泉市文化振興財団昭和57事業年度決算書類の提出について 105頁
- " 第20 " 昭和58事業年度事業計画書類の提出について 105頁
- " 第21 和泉市農業委員会委員の推薦について 111頁
- " 第22 泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について 112頁
- " 第23 昭和58年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について 113頁
- 閉会宣言(午後零時3分) 117頁
- 市長閉会あいさつ 117頁
- 議長閉会あいさつ 117頁

第 1 日



昭和58年7月4日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	若浜記久男君	17番	橋本佳行君
2番	竹内修一君	18番	松尾明孝君
5番	田中包治君	19番	大谷昌平君
6番	三井正光君	20番	出原秀夫君
7番	勝部津喜枝君	21番	池辺次郎君
8番	原重樹君	22番	飯坂楠昭君
9番	直村静二君	23番	田中昭一君
10番	天堀博君	25番	奥村圭一郎君
11番	成田秀益君	26番	仁井明君
13番	並河道雄君	27番	柳瀬美樹君
15番	穴瀬克己君	28番	貝淵博治君
16番	赤阪和見君		

欠席議員(1名) 29番 藤原要馬君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和対策部長	橋本昭夫
助役	坂口禮之助	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
収入役	中塚白	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
参与兼市長公室長	西川喜久	市民部長	富田宏之
事務取扱	平野誠藏	市民部次長	中川鉄也
市長公室理事兼企画室長事務取扱	神藤恒治	産業衛生部長	岡史郎
市長公室次長	白樺通有	産業衛生部次長	吉田種義
人事課長	井阪和充	産業衛生部次長	木青
秘書広報課長	麻生和義	産業衛生部次長	堺宏行
財務部長	大塚孝之	産業衛生部次長	
財務部次長兼財政課長事務取扱		兼衛生課長事務取扱	

建設部長	逢野一郎	消防本部次長	一ノ瀬喜廣
建設部理事長	福田隆行	兼総務課長事務取扱	
建設部次長	中好美介	用地担当理事	内田繁
都市整備部長	浅井隆介	・土地開発公社事務局長	
都市整備部次長	萩谷泰介	用地担当参事	中辻寿一
改良事業部長	前田守夫	・土地開発公社事務局次長	
改良事業部次長	笠木恒正	教育委員長	堀内由一
改良事業部次長	高木三忠	教育長	延葛文一
病院長	竹林淳	教育次長	城宗弘
病院事務局長	藤原光夫	教管理部次長	本野博
病院事務局次長	吉田日出男	指導部次長	原勝明
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	由貞士
水道部次長	岩井益一	選挙管理委員会事務局長	高橋正道
会計課長	赤田信	監査委員	農端小一
消防長 兼消防署長事務取扱	松村吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	久喜多光
消防本部次長 兼予防課長事務取扱	高宮武男	農業委員会会长	山本亮夫
		農業委員会事務局長	坂上國治
			信田種行

※ 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	北野敦雄
主幹	西井正
議事係長	大中保
議事係	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月4日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時開会)

○ 議長(成田秀益君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、これより昭和58年第2回定例会を開催いたします。

会議に入る前に、御報告いたしたいことがございます。

去る6月29日、東京都で開催されました第59回全国議長会において、永年勤続議員といたしまして、当市では池辺秀夫議員さん、藤原要馬議員さん、田中包治議員さん、竹内修一議員さんの4名の方が表彰を受けられました。その表彰状並びに記念品等々の伝達は去る1日、私たち正副議長をもって各議員宅に赴き、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

第59回定期総会議案

(全国市議会議長会)

I 会長提出議案

1. 当面の行財政運営に関する決議(案)
2. 総合的な防災対策等に関する決議(案)
3. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正(案)

II 部会提出議案

1. 行政改革に当たっての地方分権確立について 九州部会
2. 地方財政の財源確保について 中國部会
3. 都市財政の充実強化について 九州部会

4. 退職手当債を地方債計画に計上方面について要望	近畿部会
5. 公共施設災害復旧にかかる激甚災害と局地激甚災害の指定基準の緩和について	北信越部会
6. 地震対策緊急整備事業に係る特別措置の延長について	東海部会
7. 地域医療の拡充強化について	北海道部会
8. 国民健康保険制度の改善強化について	四国部会
9. 国民年金保険料納付方法の改善について	北海道部会
10. 児童扶養手当法の一部改正について	中国部会
11. 人工透析患者医療費の全額国庫負担について	東北部会
12. 社会福祉の充実強化に関する要望	関東部会
13. 不採算地区水道施設に対する経費助成について	四国部会
14. 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助等の強化拡充について	東海部会
15. 廃棄物処理事業に対する国庫補助対象及び補助基準の拡大について要望	近畿部会
16. 公共下水道、終末処理施設等に係る電気料金の軽減について要望	近畿部会
17. 義務教育諸学校施設修繕費等の国庫補助について	四国部会
18. 児童、生徒の急増地域の指定要件の緩和について	東海部会
19. 農用地高度利用促進事業実施期間の延長と農地流動化奨励金の増額について	北信越部会
20. 都市基盤の整備促進並びに地方交通対策の充実強化について	九州部会
21. 第9次道路整備五ヶ年計画実施及び道路特定財源の確保について	東北部会
22. 冬期交通確保に要する除排雪費に対する国庫補助制度の確立について	北信越部会
23. 公園事業に対する採択基準の緩和と国庫補助率及び補助対象率の引き上げについて	中国部会
24. 地方バス路線の運行維持強化について	東北部会
25. 車粉公害にかかるスパイクタイヤの規制について	北海道部会

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案を満場一致で可決いたしましたので、御了承賜りますようよろしくお願ひいたします。

これをもって報告を終わります。

- 
- 議長（成田秀益君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。藤原要馬議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長（成田秀益君） ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会が成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

- 議長（成田秀益君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに昭和58年第2回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案を申し上げます議案は、「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」外3件、報告9件、監査報告7件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御議決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、先ほど議長さんから御報告がございましたように、全国議長会より永年勤続議員として表彰を受けられました池辺秀夫議員さん、藤原要馬議員さん、竹内修一議員さん、田中包治議員さんのそれぞれお4方には、永年にわたりまして和泉市政発展に御尽力をいただき、深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝い申し上げ、今後ますますの御健康と御多幸を

お祈り申し上げる次第でございます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 市長のあいさつが終わりました。これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、20番・出原平男君、21番・池辺秀夫君、22番・飯坂楠次君、以上、3名を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づきまして、本日より7月8日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より7月8日までの5日間と決定いたしました。

#### 一般質問発言者及び発言の要旨（58・7）第2回定例会

##### 発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 7番 勝 部 津喜枝 議員

1. 福祉行政について

② 9番 直 村 静 二 議員

1. 投票所の管理運営について

（選挙の公正を期すため）

2. 都市計画道路について

3. 同和行政について

① 固定資産税の減免と線引

② 各種補助金（助成）について

③ 同和教育（逆差別とねたみ差別・部落差別の解消について）

4. 人員、配置について

③ 19番 大 谷 昌 幸 議員

1. 民間にによる宅開地の命名について

2. 消防行政について

- ① 消火活動について
- ② 救急搬送について
- ④ 16番 赤阪和見議員
  - 1. 理事者行政姿勢について
  - 2. 中央丘陵開発計画並びに周辺整備について

○ 議長（成田秀益君） 次ぎに、日程第3「一般質問」を行います。

それでは、7番・勝部津喜枝君。

○ 7番（勝部津喜枝君） 通告は福祉行政となっていますが、大きく2つの柱に分けてお尋ねしたいと思います。いずれも障害者対策についてでございます。

その1。現在、私が住んでおります住宅に近接する用地にこのたび、社会福祉法人によります和泉授産通所センター建設の準備が進められている旨の申し入れが、また、説明がいざれも町会を通じてありました。

そこで、幾つかの点についてお尋ねしたいと思います。第1、障害者の通園施設の建設、運営、運営については、現在、これらのものに対する法的根拠はどのようなものがあるのか、お尋ねしたいと思います。設置基準、財源、国、府の指導と関係。また今回、大阪府においては、直接の窓口担当はどこにされているのか、お尋ねしたいと思います。

2番目、今回の計画の場合、和泉市としてはどのような位置付けで関与されてきているのか。また、府内の検討、論議の対象があったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

3番、開所された場合、運営についての国、府の助成金額、助成対象はどのようにになっているのか。また、本市としては、どのように対処されるおつもりか、お尋ねしたいと思います。

4番、現在、無認可の多目的ミニ通所センターが運営されておりますが、現在の状況と今後の方向はどのように検討されているのでしょうか。

5番目、去る6月18日、近接する住民が要望書を提出しております。この要望書の精神の基本は、こうした施設の必要性と緊要性を深く理解するとともに、だからこそ、十分な能力開発に必要なよりよいものにしていくという立場から、改めて市に要望もしております。この点を深く御理解いただきたいと思います。

あわせて、国際障害者年の課題が民主主義的な性格を持つものであるだけに、地域住民の支持と連帯に支えられたものにしていくという観点から要望を検討していただきたいと思うわけです。スケジュールに乗った強行はされないよう希望するとともに、要望に対する検討状況などをお知らせいただきたいと思います。

大きな柱のその2番目、国連決議に基づきます1981年の障害者年を皮切りに、実りのある10カ年行動計画が切望されてまいりました、国、府の状況はさておきまして、本市におきましても、しばしば当議会で単なる記念行事だけに終わらせることがないように要望も出されておりましますし、市長自身もこの点決意をされてることと思います。

そこで、設置されておりました庁内体制を含め、本市における10カ年計画の推進状況は今、いかがなってるのか、お尋ねしたいと思います。

以上、質問の要旨を述べ、再質問の権利を留保して、終わります。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 市民部次長（中川鉄也君） ただいま障害者対策についての御質問をいただきました件について、順次、御答弁を申し上げたいと思います。

まず第1に、通所障害者授産施設の件でございますが、本件についての法的な位置付け等の問題でございますが、これの法的な経営につきましては、社会福祉事業法という法律に基づいて経営を行うというぐあいになっております。

なお、これらの補助等につきましては、精神薄弱者福祉法あるいは身体障害者福祉法、それらに基づく補助要綱によってこれらの位置付けがなされているのが現状でございます。

それから、大阪府におけるこの窗口でございますが、大阪府民生部障害更生課が窓口になってございます。

それから、第2点目のこれに対する当市での位置付けということでございますが、御承知のように、昭和54年度より養護教育が義務化されたこと、あるいは一昨年の国際障害者年を契機に障害者の社会参加が増加したということ、さらには、そういうことの中で、すべての障害者（児）が一般の普通校の養護学校あるいは専門の養護学校等へ行かれ、いわゆる養護学校の高等部まではほとんど希望すれば行けるという現状に改善されたわけです。その点では、養護教育が進んだということで喜ばしいんですが、高等学校を卒業しても実際の就職となると、最近の不況による一般の高卒の就職の壁が非常に厚い中で、特に障害者の就職が非常に困難になっているというのが現状でございます。せっかく18歳まで高等学校でいろんなことを学びながら、卒業してもその先が非常に暗いというのが障害者の現状であるわけです。

そういうことの中で、障害者の親たちがまず自分らで、ということで現在、各地でいろんな障害者のためのミニであるとか、名称はございますが、そういうものがふえてきております。当市におきましても現在、4年になるわけですが、和泉市の太町のプレハブの中で20名余の障害児が毎日通所し、軽作業をやってる現状でございます。しかしながら、現在のところは法的な裏付けもない中で、市と府の若干の補助金で運営しているということで、担当の指導

しております 2名の職員もかなりボランティア的な精神の中できつい労働に追いやられている現状でございます。

こういうことの中では、いつまでたってもこれらの授産所は十分な役割を果たせないということで、われわれ市内部でも討議されておったところ、たまたま今回、太町の松若さんという方が、自らの子供さんも障害児であるということから、私財を投げ打って平坂住宅の聖ヶ岡の空き地に認可を取れる授産所をやりたいという申し出を受けたわけであります。私どもといたしましても、かなり内部で討議した結果、本来ならば、市で建ててほしいという強い要望等もあったわけですが、現在の財政状況の中で民間の力に頼るというか、松若さんの御好意を受けてやるということに踏み切った状況であるわけです。

それから開所の助成でございますが、建設費といたしましては、これは一定の補助基準等がございますが、そのうち約半分が国庫補助となっております。それから、4分の1が大阪府の補助というぐあい、残りの4分の1については、設置者負担あるいは市の一定の助成等今後、検討していくかと考えております。おおむねの建設金額については、現在の計画では1億強でございます。

それからこれが開所された場合措置費という格好で国と市が持つというぐあいになっております。措置費については、定員等によって違いはありますが、現在の金額によると、障害児1人当たりの金額が8万5,000円強でございます。そのうち8割が国の負担、2割が市の負担となっております。

なお、3点目の現在のミニセンターでございますが、先ほども言いましたように、非常に無認可であるということいろいろ条件が悪いということでございますので、今回のこの建て替えにより、これを発展的に解消していきたいと考えております。

それから、6月1日付でいただきました聖ヶ岡町会平坂住宅自治会よりの要望書でございますが、これについては、われわれとしてもこういう住所ですので、やはり周辺地域の理解と協力が非常に重要だということから、昨年11月ごろから聖ヶ岡町長を窓口に数回にわたって説明会をいたしておりますし、5月29日には、平坂住宅自治会の方に説明会を開催し、以後、6月18日、平坂住宅自治会より市長あてに要望書をいただいております。これについては現在、設置者の松若氏と市でその内容について検討しておりますので、できるだけ早い時期に地元と話し合いを行い、理解と協力が得られるように努力してまいりたいと考えております。

それから、大きな点の障害者に対する10カ年の行動計画でございますが、大阪府で検討しておりました障害者対策の長期計画が先月6月に「ともに生きる社会を目指して」というタイトルのもとに完成されたわけです。現在、これについての説明を受けたという状況でございま

ですが、この内容について、われわれとして検討しておるというものでございます。

それから、これについての庁内の機構といたしましては、1981年の障害者年に設置いたしました推進本部の専門委員会等の中で現在、検討している現状でございますので、できるだけ早い時期に和泉市としての取り組み、長期計画について提言できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○ 7番（勝部津喜枝君） それでは、幾つかの点について再質問したいと思います。

1つは、今の御答弁の中で、現在やってるミニ通所センターは発展的に解消したいということで、この場で改めてはっきりした方向をお聞きしたわけなんですけど、この点につきましては、いろいろ余曲折はあったとはいえ、和泉市における長年の障害者団体の直接かかわっておられる皆さんの中から生まれたというケースを考えまして、今回、特殊法人でやろうとされていることとは、内容なり障害者問題については1つであっても、発展的解消ということで、その辺のところがうまく話し合われているのかどうか、お尋ねしておきたいと思うんです。

もう1つは、民間の施設であっても、決して国、府を含めて、現状は十分なものでないことはすでに御承知のとおりだと思うんです。たとえば今回の場合も重度の精薄者の通所施設ということで、国の基準も自力通所が基本になっていると思いますが、そうした送り迎えに要する経費などにつきましては、本市としてはどこまで援助するかという、今回の開所に先立っての検討がされてきたのか、お尋ねしたいと思います。

もう1点は、先ほど市民部次長がお答えされましたように、障害者年を皮切りに障害者の就業の希望が非常に表面化し、その必要性、重要性が言われてきてますが、この点、大きく2つに分けて考えることができると思うんです。1つは、企業に法定雇用率を守らせていくという、非常に重要な事項があると思うんです。これは今回の質問での内容ではありませんので省きますけれども、国会等の中でも、大企業ほど法定雇用率が守られていないことが明らかにされてる中で、今後の政治的な問題も含めて改善させていかなければならないと思うんです。

もう1点、今回の質問に関係して、一般の雇用が困難な場合でも、持っている能力を發揮するためにさまざまな施策を行っていく場合でも、当然、施設だけではなく、どういう作業、どういう仕事をするのかという内容の検討も含めて市も携わらないといけないし、施設については当然、中身についての見通しなどもなければいけないと思うんですが、今回の計画の場合、どういう作業、どういう仕事を考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 現在のミニセンターを発展的に解消というぐあいに答弁させていただいたんですが、これについては現在、ミニセンターに約20名の障害児が通所されております。今回、計画しております法人による授産所につきましては、30名の定員ですので、この20名については全部収容できるだらうと判断しております。これについては、現在のミニセンターの経営母体である「和泉市手をつなぐ親の会」の中で討議していただき、一応、発展的に解消するということでは了解をいただいております。そういうことで、これについては発展的に解消し、そういうところに紹介していきたいと考えております。

なお、現在の計画地は和泉市の中で一番北寄り、場所的にも中心部でないということの中で、過日も障害者団体との懇談会の中で、中心部などの要望も出されております。恐らく今後、養護学校の卒業生がどんどん増える中で、この30名の1カ所では無理だと思いますので、将来的には、もっと中心部も含めて検討していかなければいけないと考えております。

それから、2点目の市の運営助成の問題については、法律に基づく措置費については明らかになっておるわけですが、それ以外の補助等については今後、来年度予算要求に向けて内部でもう少し検討していきたいと考えております。

なお、精薄の施設については、自力通所ということを国が定めています。身体障害者の場合は送迎ができ、財政的な一定の補助もあるわけですが、精薄の場合はそれができないということで、かなり矛盾してるのは事実でございます。現在、当市のミニセンターに通っている子供についても、自力通所という方向で本年度もやってるわけです。ところがバス代等かなりの負担があるのも事実でございますので、市といたしましても、これは何も今回の施設だけではなく、しらさぎ園等(?)それ以外の施設に通っている精薄、障害者に対しても一定の補助をやりたいということで現在、検討しておりますので、この施設についても今後、それを適用できるのではないかと考えております。

それから、3点目の就業の問題でございますが、法定雇用率云々の問題もございますが、これについては現在、企業における雇用問題につきましては、身体障害者ということで限定されておりまして、精薄者の場合は、この雇用促進法の対象にはなっていないという問題があるわけです。これらについては、かねてから市長会あるいは福祉事務所長会等の中で、国に向けて精薄者についても、雇用促進法の拡大を行え、というぐあいに現在、要望しておるところでございますが、現在のところは、そういう状況になっていないということです。

それから、現在のミニセンターあるいは今後の計画中の授産所の中でも、いつまでも授産所で、ということではなく、やはりできる子は少しでも企業へ就職させていくという方向で指導しておりますし、現にミニセンターから一定の企業等に就職された方も若干おりますので、今

後は、それを拡大していくように努力したいと考えております。

それから、作業の内容でございますが、これについても現在、まだ最終的に決定しておりませんが、タオル関係の仕事が恒常的にあるということと、納期等で非常にせかされると、障害者ということですから、残業あるいは日曜日にして仕事をするわけにもいきませんので、できるだけ単価は安くても、ということで現在、タオル関係の仕事をやっております。したがって、これを今回もやりたいと考えております。タオルのうちにミシンをかけたり、それをたたんで箱へ詰めたりという仕事が中心になるのではないかと現在、検討しております。

以上です。

○ 7番(勝部津喜枝君) 今後、たくさんつくっていく必要があることは理解できますし、そのとおりだと思うのですが、たとえば今の御答弁の中で、もっと和泉市の中心部に、また、適切な用地に、ということで今後もできてくるし、また、進めなければいけないという場合の最初の皮切りになる今回の施設が、はっきり申し上げまして、非常に地理的にもそう有利な条件のところではないということで、言葉は不適当ですが、はやらなくなるということが起こった場合、どういうふうにするのかという心配も出てくるわけです。そういうことも含めて、たとえば仕事の内容ですが、单にもうけるとか、賃金を得るというだけではなく、障害者の全面的な社会参加の立場からも、タオルと言われますが、もっともっと掘り下げた能力開発のための作業面での検討なども、市も責任を持って指導と援助をしていかなくてはいかんと思うんです。

その意味では、今回の計画に対して福祉課のそういう申し出は非常に貴重だし、実現のための援助はしていかなければなりませんが、大事なことは、和泉市として法的な立場として、基本的にはこうすることをどうしていくのかが明らかにされてない、これが非常に重要だと思います。議会に対しても、また、こうした問題を取り扱う委員会等に対しても、もっと補助の問題も含めて、今後の10カ年計画の中での位置づけも明確にして、りっぱなものにしていく、充実させていくこととの立場から基本的な方向を明らかにしていただきたいと思うんです。

御存じかと思いますが、設計等につきましても、行おうとする作業に応じて広さを決めるという法的規定も決められておりますから、中身がまだ不十分な段階では、果たして本当に障害者能力を引出す施設としての検討が根本的な立場からされているのかどうか。市の取り組み方に私は一定の懸念を持つわけです。あわせて障害者の10カ年計画の取り組みについて、府内体制を維持してやってることですが、本市としての国連決議の基本的な精神を受けての討議が果たしてされてるかどうか、お伺いしておきたいと思うんです。

たとえば私が申し上げるまでもなく、非常に障害者をどうとらえるかの根本的な問題にまで掘り下がって国連決議がされていると思うんですが、これまで誤った障害児の問題のとらえ

方も改め、言うならば、非常に高度な、戦争とか平和とかの問題まで掘り下げて障害者問題の取り組みを提起しておりますし、これに国会での議論なども一応私、目を通しましたけれども、たとえば現在のさまざまな関係する法律も非常に不十分だということです。雇用問題も、一般的労働法の関係だけでは適用できないということで、保護の元での雇用ということと、雇用制度の確立も急がれているということが答弁されておりましす、また、本当に全面参加ということから言えば、町づくりということからも、こうした施設の位置や条件を考えていかなければならないということが明らかにされております。

障害者が自由に入り出しができる町づくりが、国会の答弁等でも、建築基準法も含めて障害者のための町づくりが提起されてますので、改めて今回の問題につきましては、市当局としての、いわゆる国連決議の精神をまともに受け継いだ基本的な立場を明らかにする中で進めていっていただきたいということを切実に強く要望するわけです。そのことが本当に和泉市の障害者福祉を推進させる正しい立場につながるということをあえて非常に難しい問題ではございましたが、取り上げさせていただいたわけです。決して障害者への不当な差別、偏見でとらえられているのではないということを強くここで申し上げておきたいと思うんです。

だからこそ、対等、平等に障害者の幸福を願うなら、住民から出された意見や要望については、スケジュールによって見切り発車することのないよう、あくまでも連帯と支持を深める立場から、要望等の声については取り上げてやっていく立場をこの場で明らかにしていただきたいと思うんです。この点、最後の御答弁をいただいておきたいと思います。

- 市民部次長（中川鉄也君） 障害者対策の遅れについては、今後、われわれとしても広い観点からやっていかなくてはならないという点では、御指摘のとおりだと思います。

それから、先ほどから答弁させていただいておりますが、地元の聖ヶ岡町会平坂住宅自治会からの要望については、特にわれわれとしても、建築基準法で定められてるからいけるんだという安易な考えは持っておりません。したがって、これができた段階では、やはり周辺地域での障害児に対するいろんな協力、理解というか、それらが当然必要だという観点から、今後も地元との話し合いを深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしておきたいと思います。

- 7番（勝部津喜枝君） 終わります。

- 議長（成田秀益君） 次に、9番・直村静二君、お願ひします。
- 9番（直村静二君） 質問の通告にしたがって質問いたしますので、よく聞いていただいて的確な御答弁をお願いしたいと思っております。

まず最初に、「投票所の管理運営について」ということで出してあります、これは、第一点は、選挙の投票日に投票所に住民が行く、その場合に、地元の有力者というんですか、そういう方が投票の立会人ということで座ってはる、その点でまず第一に、選管事務局としてその投票の立会人はどのような基準で選任して依頼をされているのか、その点をひとつお答え願いたい。

第二点は、私が見たところ町会長さんであり、その人が特定の候補者の後援会長である。さらに選挙のはがきの推薦人になっている。さらに、その出身母体の町内を候補者ともども玄関訪問をされているということの場合、私はこれはやはり一定の、選挙の公平を期するという点から、運営の面できちんとしていただかないと困るということで取り上げたのでございます。その辺のことを明快にお答えを願いたい。

次は、同じく投票関係でございますが、やはり有権者は近い所、便利な所ということで投票していただくというのが基本ではなかろうか。そういう点から、この富秋の中学校ですね、その周辺の人が阪和線を越えて、投票所が王子会館というんですかね、八坂神社の裏ですか、ここまで通うて投票する。これは近くにやはり投票所がございますので、こういうふうにわかつた面がありますので、ひとつ選挙管理委員会として検討してもらって、やはりスムーズに投票に行っていただくように措置をしてもらいたい。これは何でもない問題ではないかと思いますので、この点は、投票所の管理については終っておきます。

次は「都市計画道路」というものについて、私はこの際、認識を改めておきたいと思うのですけども、まず第一に「池上・下宮線」というのは計画道路になっているんですけども、過日の委員会でもこれはなかなか実現をしない、むずかしいということなんんですけど、どのように努力をされておりますのか。これは、たしか校区編成との絡み合いでこの「池上・下宮線」きちんと早く促進していかないといろんな問題が発生してくるので、いつ買収が始まつて、いつ終わる予定なのか、現在何軒ぐらいいって、あと何軒ぐらいでめどが立つか、明快にお答え願いたいと思っております。

同じく「都市計画道路」でございますが、「北信太・駅前線」というのがございますが、私も十年ほど前にこの件では、府の都計審の所まで行ったことあるんですけども、現在これはどうなっているのか。聞くところによると、一部買収をした所を、以前に買収に応じた方に、今

度は払い下げ譲渡をしたということを聞いておりますので、そういうことであればいかなる理由でそうなっているのか、いやそういう事実は全くないというのか、その点ひとつ明快にお答えをしてもらいたいとかように思います。

次は「同和行政」でございますが、私は、同和行政につきましてはかねてから部落差別の解消、そういう立場から取り上げ、また意見も申し上げてきたのですけども、また、この通告の「固定資産税の減免」などは、常々、私も委員会なりそれなりに言っておりますので、理事者の方はそれなりに答弁をされているんですけども、私は絶対にこれは納得できない一つの項目でございます。

その点で、まず「固定資産税の減免」が、いままでは地区内では行われておるという点は、私は一定の理解を示しております。しかし地区外の減免ということは、これはいかなる——つまり、はっきり申し上げて地区外の土地持ち、家持ちの方に、また地区内から自主的に出ていきはった人ですね、財産もお持ちになった人が、その固定資産税を減免することが部落差別の解消に、いかなる理由で役立つか、それを明快にお答え願いたい。

それから、「線引き」と申しますのは、これは私も過日、委員会で、地区外の減免につきましては一定の線引きがしてあるのだろう、無原則的にはしてないだろうと、次のときまでにちゃんと答えを用意しておいてくれと、こう注文しておきましたので、これはきょうひとつお答えを願っておきたいと思っております。

次に「各種補助金」でございますが、この部落解放同盟に対する補助金というものがいろいろ迂余曲折しまして、2,500万ということで解放同盟と和泉市当局とがそれで納得して支出されているのですけども、私が過日の質問で、このうち実際に必要な、市として補助してあげないかん分として、私は恐らく事務費的なものであろうということで、その数字を聞きますと114万円ということでございます。しかば、あと残り2千数百万のお金は一体何に使っているのか。これについては私は再度、ここでお尋ねしますが、これは部落解放同盟という一つの特定団体の運動方針、運動計画、そういうものをこの和泉市が全面的に認めて、そしてその分をお金を出すという法的根拠のもとにやっておられるのかどうか。私は、それはやはり、部落差別の解消にどうしても役立つのですという答弁があれば、具体的にその答弁をしてもらいたいんです。日共差別者、選挙運動、会館の使用などにおいて、私は一党一派、役割りを果たしている公共団体ではない団体にこういうことをするのは、やはり部落差別の解消には役立たないという見解だけではなしに、法的根拠をひとつ明快に答弁を願いたいと思っています。

次は、各種補助金の中の、具体的には高等学校の特就費でございますとか、解放同盟の指導のもとにある、要求者組合に入らなくては和泉市の同和施策の、高校の特就費が出ない、それ

はだめだということで私も一貫して主張し、またあるときは解放同盟なり、その傘下の団体に入らなくても、それは支給されてきました。しかし、いろいろ迂余曲折して、やはり要求者組合に入ってもらわぬと、市がお金を出して月給を出している地区協から推薦があがってこない。だから要求者組合、何とかして入ってもらいたいということのいろいろございました。

そこで、端的にお尋ねしますが、高校特就費、申請はしているそうですが、いまだに支給はされておらない、一期分は入っているが、あと二期その他については支給を受けていないという事例があるのですが、それも聞くところによると、お金をもらったら、そこからカンパをしてくれ、寄付金出せ、それがお金を出さないから推薦があがってこない。そこでお尋ねします。この推薦があがってこないというのは、具体的には市長なり、また同対部長なりが和泉市の公金で地区協をこしらえ、これは解放同盟の中の書記長とか三役がやっておりますが、協議委には和泉市には、当局が一人入っているはずですわね。その下の方で行われている、いま言いました細かい点が、これは私は納得できないんです。同じ地区住民でありながら、権利を受けることもありながら、しかも解放同盟の言いなりになった同対部長のために、そうでしょう、これがあがってこないということは、逆にまた解放同盟による、私はいやがらせで、お金納めへんかったら申請したれへんというようなことを、私はやっているんじゃなかろうかという疑惑を持っているのです。その点、明快に、個人給付の面についても早急に調べてそれは支給すべきであろうと思いますので、その点を明快に御答弁をお願いしたいと思います。

次は「同和教育」ということでございますが、これは「逆差別とねたみ差別」もしくは「ねたみ意識」というんですかね、この問題につきましては特集の十集、27ページと28ページにも載っておりますけども、まあ、質問の通告の内容の説明ですから詳しいことは省きますが、逆差別またはねたみ意識など起こってくるのはその文書によりますと、この同和事業を行なう意義を、和泉市当局が十分にその意義を、市民にPRをしていくのが不十分であったから、また期間内の、やっていく事業ですから、急いでやったから誤解が生まれてきているのだと、このような文書になっておりますけども、じゃ現在、差別学級が出ている、また逆差別という声が出ている、いやまた、ねたみ差別じゃないかというて、市当局は本会議など、委員会などでもそういう答弁があったりしますが、それは一切あげて、そこに書いてあるとおり行政の責任ということで解消してしまうということでございますか、その点をひとつ明快にお答えを願いたいと思っています。

なお、「27」の中には、今度は昨年の4月から地域改善特別措置法、新法が出来て、同和という名称が消えたから、また「周辺地域の一体性」という言葉が入っているから、今度は政令になっているから、今まで行ってきた水準を低められるおそれがあるなどと、責任のある、

公的な機関のメンバーがそのように書いておりますが、その水準を下げられるということは、だれに下げられるのか。和泉市が下げようとしているのか、大阪府が下げようとしているのか明快に、そういう水準を下げる、責任の範囲内を明快に答弁願ったら、私は自席から、解決策の意見も出したいと思っています。

以上が「同和行政について」の質問の内容です。

「人員配置」といいますのは「人」というのは人間でございまして、ここで出す「員」というのは、これは員数だと思いますが、ここでは広義に解釈していただきまして、人=職員です。また人事ですね。また職員の配置。

まず第一点に、現在、市職員の不補充、永年やっておりましたが、また一部では公募してまいりましたが、そこでお尋ねいたしたいのは、現在アルバイトということで一定時期、雇用されておりますが、何名ぐらいしてますか。そして、なかには何か技能というんですか、資格というんですか免許というんですか、そういうものを持ってはる方がおりますが、これが途中で職場がえといいますか、かわってきますね。つまり必要でなくなったのかどうかですね。そうするとそれをまた別の職場においてみるのか。また、各現場においては、一度やめはって、また来ているという、連続的な形も一部見受けられますし、その点は簡単に、市の職員の人事管理の面で、一つの課の裁量ということでは、私いいとしてもちょっと——聞くところによるとずさんな面があるんじゃないかと思いましたので、その点を明快にお答え願えるように指摘しておきます。

最後に、人事院勧告の問題でございますが、これは知つてのとおりに昨年、82年度は人勧の凍結、これは政府が、国家公務員に対する答申であっても、自治省を通じて地方公務員にも準用せよ——事実上見送られました。これが連動して厚生年金、国民年金、こういうものの物価スライドも見送られてしまいました。さらに、これは自治省の干渉がはなはだしいということで、本市議会におきましても、人勧凍結解除の意見書を、全会一致でできました。その点で私はやはり、賃金水準その他についてはいろんな議論がございますが、いやしくも地方自治権を侵すようなそういうことであって私はいけない、まけてはいけない——一例をあげますけども、ここに岸昌知事というのがおるんです。これは昭和55年の9月に知事になってますけども、今年の地方選で再度当選しました。ところが、55年に1期知事をやって、当選してみたら1期分について退職金を支給する、4千116万円持っていってしまう。それで本人はまた知事。もう一ぺんやめたら、これ108万か何ばの月給ですから、さらにまた次、当選したら、割り増しありますからこれまた5千万。従来三期やってやめたら、あの計算して何ばという数字でね、大きくなるのでね、これはびっくりするんですね。それで毎回退職金を出す。

それから電力会社、これは関西電力、これも役員さんですけども、6億円の退職金。もう聞いただけでもゾーッとするような、びっくりするようなこういうものが、サンケイ新聞、これは特定政党の準機関紙ということですが、これが連日のキャンペーンを行って、地方公務員の人事問題、賃金問題、こういうものを指摘しているが、私の言うた関西電力と府のやり方、これについては一向に聞いていない。弱い者いじめなんです。そういう臨調を見て行革、これは私は憤りを感じますし、また一定の措置をすれば自治省から、補助金その他痛めつけると、こういうことも聞いておりますが、まさしく地方自治権を守っていく今日の重要な段階ではないか。そしてまた一面、市民から見て、公務員問題については厳しい批判の目がござります。その点はよく受けとめるとともに、住民サービス、また、むだのない、公正な行政をやっていく必要があるであろう、その点で私は、人員配置の問題につきましては、以上述べた点を、原則的にはございますがお答え願えればいいと思っております。

以上、長々と述べましたが、答えは端的にしてもらえば時間の節約になるし、そして、なるほどという答えがあれば、私は何も再質問する気はありません。以上です。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁
- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） それでは、投票所の管理運営につきましての御質問に対しまして、選管局長の農端よりお答えいたします。

第一点の投票立会人の基準ということでございますけども、投票立会人の選任につきましては、御承知のように従来より投票管理者を通じまして、町長さんあるいは自治会長さんより推薦していただいております。これは地域に精通していられる方を推薦していただこうと思いましてお願いたしております。

また二点目の、投票立会人が当該選挙の候補者の選挙運動を積極的に行っている場合、それはまあ公益代表たる性格からみまして、好ましいものとは思われないわけでございます。そこで、過日行われました参議院選挙の投票立会人の選任に当たりまして、投票管理者を通じまして、次のような運用面で推薦いただくようにお願いいたしました。それは、公益代表たる性格にかんがみ、なるべく当該選挙の候補者と直接関係のない、公正な立会人を推薦していただくようにお願いいたしました。今後とも投票所の管理運営につきましては万全を期してまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

三点目の、王子会館の投票区域でございますけども、次回の選挙までに間に合うように、十分調整を図ってまいりたいとかように思いますので、よろしくお願いたします。

- 9番（直村静二君） いまの答弁で、なるほどそういうふうに改善してもらうのだったら、私はそれで一步前進だと思います。大体こういう問題を取り上げるのは、議員としては心苦し

いんですわ。知ってのとおり、一軒あいて隣ですからね——（笑い）。ここで〇〇〇の後援会——3月にですね、こういうことで〇〇〇の後援会様よりジュース4ケース、酒が2本、これでまあ頑、何々会というのかな、こういうもので——私の言うのは、これを言っているんじゃない。つまり選挙というものは、お互いに得票たくさん欲しい。だからいろんな、町会長もいい意味ではいいんだけども、別の意味では狙われる。また不本意なこともさせられるという。つまり加害者であり、また被害者にもなり得ると。そしてまた私としても言いにくいけども、これは言っておかないといけないという問題も出てきますわね。そういう点で、やはり選挙は公正なものにしていただかないと困る。この件については事務局長に私ども直接言っておりますから、本会議でもやっております。かなり系統的な、運動したものであったので私まあ取り上げた。今後気をつけて、運営の面でひとつないように——私も参議院選挙のときの投票所に行ったときに、えらい人に「御苦労さん」という言葉をかけて帰ったのも、これは事実です。本当にまた1日、朝早くから遅くまで立っているのは、私はお気の毒だと思いますよ。しかし、にもかかわらずそういう公益的な立場を持っている方は、今後ひとつ心してかかってもらうように、よろしく頼みます。

○ 義長（成田秀益君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 二点目の都市計画道路について建設部よりお答えを申し上げます。まず第一点目の「池上・下宮線」についてでございますが、この件につきましては議会からも再三、早期着手について御要望をいただいているわけでございます。われわれといたしましても早期に着手すべく国に再三、陳情を行つておるわけでございます。先日も府の幹部の連中とも、いろいろと陳情を行つたわけでございますが、とりわけ、現在のところ第二阪和から「岸和田・南海線」の間の買収について、市が受託として買収するのか、あるいは府の直接買収にするのか、その協議を現在行つておるわけでございます。いずれにいたしましても、われわれといたしましては早期に着手すべく、早い時点で買収についての協議を整えたいと、かようと思つわけでございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

第二点目に、「北信太・駅前線」について御答弁を申し上げます。

本路線につきましては、御指摘のとおり昭和44年に一部買収を行つておりますが、地元の買収に対し御協力が得ることができず現在に至つております。今回、以前に御協力を願つておりました権利者に対し、一定の買収の条件をつけまして払い下げたわけでございます。しかし、市といたしましては今後、地元の皆さんの御協力を得られるならば、駅前広場を含め早期に開発計画の協議を行いたい、かように思つますので、よろしく御理解願います。

○ 9番（直村静二君） まあ、何といいますか、通常、都市計画道路は、線引きをやつた以上

はやはり進めていくという立場ですけどね、いまの答弁を聞いていますと、第1点の「池・下線」についてはこういう答弁だったでしょう、受託事業として市がやるのが、それとも府の直轄でやるのか、それをこれからよく協議をしていくとか、私はそんな答弁はね、やっぱり市長、通らんと思いますよ。いま時分、何を言うでんねんと。そんなもう市であれ府であれ、早いこと「池・下線」については、都市計画道路が通ったら校区編成おさまるということの答弁も出て、やっているやつをいま時分、どっちが主体でやるかどうか、これは怠慢と私は言わざるを得ないから、これは怒ってもしようがないんですけど、しかし怒っておかなかんわね。どっちが主体でりますか、いまでもそんなことを、よっしゃと聞いておらんわ。市長、これは厳しく、私は「池・下線」については、今までにやってきたのは、なっていないということを強く申し上げておきます。

それから「北信太駅前線」につきましては、私はこれはかなりいろいろ曲折あつただろうと思しますね。まあその経緯は、時間がかかりますから私も避けておきますが、一定の条件において買収した土地を、また再譲渡したということなんですね、その条件というものについては、これはかなりむずかしいんじゃないですかね。といいますのは、やはりそういうことになれば、その道路で買収はしないということになるのか。それとも将来、必要になってきたら、また買っていくのだ、そのときにまた、その人にも買うのだというどっちの意味でもとれるようだ、そういう計画道路について、いったん買収して、一定の期間実現できないから、またお渡しするとか、お渡しするんだけど、また将来においては買いますというようなことは、これだったら、その日のお天気任せということに、世間で言っていることになるのではないか。片一方、せいている「池・下線」については、どっちが本体であるかというようなことをいまだに言っている。片やこういう問題については条件をつけたい、私は条件を見てませんから、これはわからないんですけどね。だから2通りの意味に聞こえるからね。あえて、時間がもったいないから詰めませんけども、その条件についてはどういう法的根拠があって、今度は売らへんといわれた場合、それでも買えるのかどうかね。そんな人に強制収用の手続きができるのかどうかとか、私はいろんな問題出てくると思いますよ。これは恐らく、担当した人は頭痛やと思いますわ。端的に言えば廃止ということで、市が建設省へ言うたらしまいですわ。これは締めて、廃止しますから、こういうことで終わったけれど、ということになればしまいやしね、いや、ずっとやっていきますというのやったら、やっぱりそれはぐあい悪いということで、ちゃんと2つに1つの線をね。あなた方は、何か知らんけども平行線のやつを交差してしまって、どっちでも行けるようなことをしたという点については私は納得いかないんですけども、何をいうても市長は偉いからな、わしの意思で決定したら何でもいいけるということやけども、私は

あとのこととを心配して言っているんだということで、だから必要があるからそうしたんだろうけど、あとあと問題の起こらないように条件というものを、法的根拠というものをはっきりさせておいてもらわんと困るというのが私の質問の趣旨です。だから、その点については、条件については、また後日聞きましょう。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 第3点の「同和行政」につきまして、①②につきまして同和部長からお答え申し上げます。

まず第1点の、固定資産税の減免に関しまして、2点御質問がございました。第1点目につきましては、地区外資産についての減免についてはある一定の解除すべき時期に来ているのではないかというのが御質問の趣旨だろうと思います。この、同和対策としての固定資産税の減免対策につきましては、先生御案内のとおり昭和46年度から創設されておりまして、当時は、昭和50年までは地区の外、内の区分なしに、すべて3分の2の減免という形でまいりておりまして、51年に市長会と府当局との協議が起りまして、そのときに、地区内と地区外資産について減免率の見直しをする必要があるということに合意いたしたわけでございます。その際に、いわゆる地区外資産につきましてはいろいろ議論がございまして、やはり地区外と地区内資産の減免率は差をつけるべきであると、端的に言いまして、特に営利法人を除くというようなコメントをつけまして、地区外資産については一定の条件をつけまして、減免率を定めたわけでございます。現在のところ、昨年度にかなり改定をいたしまして、地区外につきましては、20万円以下についてのみ2分の1の減免であるということに統一してやっております。したがって、そういう経過がございます。なおかつ同和地区の生活の低位性を克服するという趣旨をもって減免措置を残し、今まで継続してまいりておる経過がございますので、地区外の減免につきましては、本年も昨年同様の考え方では対処してまいりる予定になっております。

地区外と地区内の、本市における具体的な線引きと申しますか、どういうふうになっておるのかということでございますが、御案内のとおり対象の物件ございますので、それぞれ町地番によって区分されておるわけでございますので、本市におきましては、いわゆる同和地区の事業化区域並びに若干の、お話の点もございますけれども、属人的な対象の土地もございまして、幸三町及び王子町ほか伯太、富秋、池上、尾井、この八町でございます。

それから、第2点でございますが、各種補助金の問題につきまして2点ございました。

第1点の、支部に対する団体助成金につきましては本年も、御議決いただきました2,500万でもって地域の解放運動を高めていただく、あるいはまた部落差別をなくしていくという観点で支出をいたすものでございます。前回、予算委員会でございましたか、事務費といわゆる研

修費との区分等につきまして御指摘ございましたけども、私どもはやはりそれなりの、国民中央行動でございますとか、あるいはまた部落解放全国研究集会、あるいは府民集会等々、部落解放に向けての行政施策の確立は、本市のみならず国並びに府関係機関にも、大きく関与しなければいけない問題だろうと考えておりますので、本年も同様に設置をいたしておるわけでございます。さらに御理解を賜りたいと存じます。

それから、高校生に対する特就費の点で、推薦基準等に絡みまして要求者組合についてのお話がございました。この件につきましては対象の申請者の方と、数回となく、関係する教育委員会を含めてお話をさせていただいた経過がございます。基本的には、この方を含めまして一定の理解をしていただきました。しかしながら、57年度の問題につきましては一定の経過がございまして、いまだ最終的には決着がつかなかったというのが実態でございます。本件につきましても、地元協議員さんと十分に協議を重ねているところでございまして、58年につきましては、一定の対応策をとることで、基本的に当事者に対してもお話を申し上げた経過がございますので、あわせて御理解いただきたいと存じます。

以上、非常に簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

○ 9番（直村静二君） 何ですか、結局固定資産税については、和泉市としては減免するのは、未解放部落の低位性を補うというために行っているものだということで部落解消に役立つ、こういう判断をしているのだと、こういうことですね。そう理解しておきますからね。そうすると、それは属人主義だ、そうしますと地区外については、やはりこれは、私は部落解消というのは一般地域と同和地区内との——今度は地位改善条例でも、一体性ということをかなり強調されているのは、今までの行き過ぎを、つまり、次の件に入っていくまでに、ねたみ意識、これは差別意識だとか逆差別だという声があがってくるのは、和泉市が同対法を十分、市民にPRしていないという反省から起こっているんですから、私はこれ市民の方がね、「国定資産税ただやてな」「いや、ただと違う」「じゃ、ちょっとやな」「それじゃ解放同盟がえらい金もうろしているんやな」「それはうまいことしてるな」こういう声が起ころうと思うんですね。これは当然だと思う。しかし公正な同和行政で部落解消のためにやる以上は、その実態を遠慮せんとPRをせないかんですね。私は固定資産税については、これはどこまでいっても納得しないので、これは対立して、このまま終わらざるを得ないんですけどね。できたら市長、そういう一般地区外の中における建物、土地の同和減免というのはね、やはり仲良く融合していくことにして、私は垣根をこしらえていく阻害物となっていくと思う。そこからねたみ意識が出てくる。それを市当局は、それはねたみ差別やで、思うたらあかんで、黙ってやと、そういうことになるんじゃないかな、それやったらいかんということですね。私も十何年、

同和対策特別委員もやらしてもらってきたけど、やはりそれはありますよ。私が説明すれば「いや、そないなってんの、それはあかんわ」と言いますけど、「市に聞いたらそれでええんやと言うてるから、しょうがないな」こういうことがやはり、私はなかなかむずかしい問題だと思う。ですからこの際——というよりもこれは実施せんでも、何しようと市長、やはり部落差別の解消という観点から見ていかないかんということですね、たとえ市長がだれにかわろうとかわらなかってもかわっても、この問題については市民と市との行政の問題ですからね。まず固定資産税はそういうことですね。

それから、私が2番目に言いたかったのは、個人給付で話し合いだ何だと言うけどね、片一方、解放同盟の書記長とか、それに公金与えて協議員にしておいて、公正にやりますといふ一委員会に提出した原案かて、これで十分いけますねんと。どこがいけますねん、何か話し合いが必要ですねん。カンパを出すのいややと、もともと入るのいややと言うている人でしょう、そうじゃないですか。窓口一本で、解放同盟のやり方いやからと言うている人がですよ、市と癒着して、要求組合入らなあかんとかどうとかいうて、そういうもののいややといふては、市の言うとおりなってますやないか。寄付を払わないかん、その他何でも払わないかん、公金をね、何とか払え、払えへんかったら推薦してやれへん、こういうことなら「村八」やないです。同じ地区住民を差別して、それを市が話し合いをして——話し合い話し合いいうたかてね、いつまでやりますねん。そんなもん年も何も越えてしもうてからね。場合によっては、申請した段階から事態が変わっているかもわからんわね。話し合いという名前で棚上げして腐らして、ほかすというのは、これもえげつないやり方ですわ。市長側はいろいろと、いやがらせを受けるような状態になっているじゃないですか。はっきりせないけまへんで。私に対してもそうやったやないですか、長いこと。あんた、解放会館の利用申請かて、そうでしょう。話し合いや協議やいうてね、私が特別委員長やめてからですよ、それ言うてましてん。お前、委員長やっている間、そんなんいかんいわれて言うてましてん。私は話し合いというのは、少なくとも前向きのきちんとした、何とかの配慮をするための話し合いやと思うんですよ。ほったらかしの、いやがらせのそういうものはだめじゃないですか。これは市長に特に注文しておきます。いま同対部長はあんなふうに言っているけどね、これはあんた勝手に、あんたよりも上の橋本支部長が、勝手にしといてもらわんと責任とらん、すんませんと言うたんやからね、私は半分信用したんやないですか。市長は、この個人給付については、いいかげんに差別やめてくれということでね。これはいつまでも今後続きますからね。

では最終に、部長どうですか。早急に解決するために努力する、それでいやがらせとか、そ

んなことはささないということをはっきりさせなさい。どちらにしてもあかんねんで、ちゃんと支給せな。私の聞いているのは、カンパをしやへんというだけであかんねんやと聞いている。そんなもんどうこの市に——載ってないですよ、カンパならカンパ、そんなもんじゃないですよ。その点、はっきりしなさい。それ、はっきりしてもらうたらよろしい。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） いろいろの申請者との話し合いの中でのやり取りにつきましては反対がありますから。したがってやはり基本的に、要求者組合についての同促方式については、確かにおっしゃる点につきましては支障を与えております。しかし基本的には、同促方式については認めていくという方向にあります。ただカンパ等につきましては、これはその点が1つの理由になったかどうかにつきましては、現実的には、ここではお答えしにくいという点がございますが、したがって来週以降ということで御理解いただきたいと……。

○ 9番（直村静二君） ですから2つ言いたかったんです。1つは話し合いやいうて、もうほったらかしで時間かせいと。それはあかんでと。それから、カンパという問題については、そういうものを理由に削ったらいかんということですわ。

もう1つは、解放同盟そのものの言いなりにならんでもいいと、何であれ憲法が上やし、地方自治法の方が上やし、しかしできるだけという、話し合いは何ばやっても結構やからな、やっぱり支給しといつてやっていくという形を、前にもそういうことやったんやからね、それをやってもらいたいということを言っているんですわ。今日ここで解決せいということを言っているんじゃないし、話やってよろしい。しかしね、寄付金があってですよ、それを支給して次へ行こうと、1期分支給したとか2期分あかんとか、そんな細かい、そんなんはあきませんな。特に注意しておきますわ、これは。

それじゃ、次の方ですね。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 指導部長（藤原勝次君） 指導部長の藤原でございますが、「同和行政について」の「同和教育」についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、逆差別の発生は同和対策についての啓発が不十分だったというふうな御指摘があつたわけでございますが、ただそういう面だけにあるのではない、こういうふうに考えます。そういう意味からも、今後逆差別意識の実相を的確に把握するとともに、今後の啓発活動の中に、それを十分に生かしていくかなければならないと考えます。

なお、同和対策に対する率直的な意見につきましては謙虚に耳を傾け、同和対策の目途達成にいたしていかなくてはならない、こういうふうに考えております。よろしく御理解いただき

たいと思います。

- 9番(直村静二君) それはね、原理・原則という問題に入っていきますので、かなりやり取りがむずかしいんですけどね。私の方はむずかしいこと言うて、むずかしい答弁をもらおうという気はありませんのでね。1つ、これに書かれている文書は、非常に書く方の立場に立て見れば、大変むずかしいものと思いますよ。つまり、いまの地区改善措置法を評価するのかしないのかとか。それでですね、細かいことを公の文書でね、私はむずかしいと思いますよ。それと逆差別、これは意識が差別やと言い出していくと、これもどんなことになるのか。いま私、質問しましたわね、部落解放同盟のいやがらせを主張しておる。固定資産税の減免はあかんと言いましたね、そうでしょう。こういう発言は、ねたみ意識でやってません。やっぱり部落差別をなくす、解消の立場から発言しているんですけどね、しかし聞く人によってはどう感じるかわかりませんわな。また、市民が聞いた場合、どう感じるかわかりませんわね。私は現実に、あちこちの看板では「日共差別者」というレッテルを張られて、張ってきているじゃないか。私はそこまでいかないですね。そこに書かれていることについては、書く人もむずかしかったやろうと、書かざるを得ないしね、書けば、私がちょっと見れば、これはやっぱりきちんと、追及されるということになりますから。この点はお互いに、いろんな立場で同和問題、部落差別の解消ということを考えているという、善意の上に立って論議もし発言もししているということで、私はこの問題については、一定の解消の方向でおさめたいと思っています。ただし、お聞きしたい点は差別落書きが出てきているという、またありました。しかし犯人がわからない。しかしまあ、わかればどうするんだとかいう問題が出てきますわね。まあ今までの経過として、わかってないから——ですけども、もしわかつてね、犯人というんですか、当事者というんですか、そういう人が出た場合、いかなる対処をする基本方針を持っているかをここで聞いておきたい。これは仮定の問題ということでもむずかしいかしらんけども、ぜひとも答えておいてもらわないと……。
- 指導部長(藤原勝次君) 教育行政というものは、学校教育、社会教育、家庭教育など教育にかかわるすべての問題について、教育的な立場から対応していかなければならぬと考えます。もちろんその場合、教育基本法に示されている基本行政の姿勢という上に立って行われていかなければならないと、こういうふうに考えております。
- 9番(直村静二君) これはね、答えはそんなところの答えです。私の言いたいのは、市長もよう聞いてもらいたいけどね、わかるとするでしょう、この人が書いたんやと。その場合にはどうするのか、それを聞いてるのやけども、すべてピンからキリまで教育的立場で処理をしつづけたと、こういうふうに答弁なさった、こう思っているんですけどね。具体的には糾弾会、

糾弾の場所へ来い、こういうことがありますわね。和泉市でそういう実例があったんですから市長も知らないわけはない。私の言いたいのは、やはり教育的な観点で対処していくというの私は正しさがある。そうしないとね、当事者はですよ、糾弾された、根に持った、またそういうところを、やはり拡大再生産は絶対に避けていかないかんという立場から、これは当事者、教育委員会、市側ですね、その範囲内において、やはり教育的観点で処理をしていくということの大原則をつくっておいてもらわんと困るということなわけですよ。またそういう立場を鮮明にしているはずだと思いますけどね、やっぱり具体的にですね、電話かかったり、ちょっと来い言われたりしどったら、わりと飛んでいってますからね。そうでしょう、同盟休校とか、そういうものを市がよう止めんのやからね。だから、その点を危惧して、もし当事者が発見された場合、どうなるのかという、どう処理をするかということについてお尋ねしておりますけども、その仕方については、いま私言ったように、解放同盟とかそういう団体の関係じゃなしに、あくまでも市として、教育的観点として処理をし、そしてわかっていただくということを貫くかどうかですね、再度お答えを。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。差別をなくすということが私どもの教育の基本でございますので、御指摘のとおり、あくまでも教育的な観点に立って差別の解消に努めてまいいる所存でございます。その点、御理解いただきたいと思います。

○ 9番（直村静二君） 私の言っているのは、そういうた発言について、具体的な措置その他についての提言ということでやっているので、それはきちんと受け止めてもらったらええということに答えはなるんですけどね。以上で同和関係は終わりにしたいんですけどね、やはりこれは大変根深い問題が含んでいる。市行政がやってきたことに対して十分理解してもらいたい。そういう問題がずっと来ますわね。また、私どもが見ていって、地方自治権も何もへったくれもあらへん。解放同盟が皆ギューッと、それに対して批判的な声がある、それがずっと続いてきましたね。そうでしょう。これがあらゆる角度で出てきますわね。そして、本当は解決せないかんのに、やっぱり市がいちばん怠慢であるし、いちばん公正にやってないとの結果として、いろいろ出ているというふうに判定せざるを得ないというのがいまの心情なんですね。以上で、公正で民主的な同和行政を求めている立場から質問をして、一定の答えをもらいましたが、とうてい納得ができないし、これで部落解消に役立つことができるという観点にも立ち得ないし、また市側の是正方、良くしていくという意向も、ほんの少ししか見当たらないような感じしますので、非常に残念でございますが、時間の関係もありますので、この問題はこの辺でとどめておいて、次に人員配置ですね、この点について答弁を。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 市長公室次長（神藤恒治君） 臨時職員の雇用の件につきまして市長公室次長からお答をいたします。

臨時職員につきましては、基本的には雇用は避けとうございますけれども、現実の問題といたしまして、円滑な行政運営ができない場合に限りまして、雇用の要件を吟味しまして、必要かつやむを得ない場合に限りまして雇用する方針をとってございます。特に雇用の要件としましては育児休業の代替要員、長期休暇の場合、あるいは産休が複数以上の場合、また制度、施策等、緊急な場合、一定期間必要であるし、また、今年度の場合ですと一般職採用をいたしておりませんが、退職者等も若干ございましたし、そういうった関係で行政運営上、支障を出すといったような分野についてのみ、ごく一部雇用しておる実態にございます。

また、御指摘をいただいております、資格を有する人の配置がえの件でございますが、資格を有する分野では一部、資格者も雇用いたしておりますけれども、一般事務関係部門では、各種資格を有しておりますとしても、その必要性が直接ございませんので、資格の有無を問わず雇用しておる実態でございます。

なお、現在雇用中の人員につきましては、保母、学校調理員を除きまして総数 28 名でございまして、いずれも 9 月 30 日までの雇用期間内となっているのが実態でございます。以上簡単ですが。

○ 9番（直村静二君） きちんとさえしてもらっておったら、私、問題はないと思うんですけどね、やはりそういう点で、資格持っているからその仕事をしておったのに配置全然かわってしまったとかね、そういうことですから。

それでお聞きしておきたいのは、かなり長期の方というものは、大体何年ぐらい——これは半年ごと契約ですか、どうなんですか。

○ 市長公室次長（神藤恒治君） 一応 6 カ月を雇用期間といたしまして、長い場合で 1 年、これが一応基本になってございます。

御指摘の、かなり長期間といった件につきましては、そういうた長期間的な雇用という形は毛頭持てないわけでございますけれども、たとえば 1 年間で一たん解雇して、そして新たに、一定期間置いて、また行政サイドで必要な場合に公募したり——公募ではございませんけれども探した、そのときにたまたま、その人が違うセクションなりで雇用されていると、こういうのが一般にあります関係上、1 年をオーバーして雇用しているというケースも、全くないとは申すことができないと思います。

○ 9番（直村静二君） これはまあ細かい点ですから、データーできれば、さらにまた明らか

になりますので、それで結構です。

人勧の件の答弁。

○議長(成田秀益君) 次、答弁。

○参与(西川喜久君) 先ほど、直村議員さんの御質問をお聞きしておりましたが、御質問の中では給料とか退職金ということで、人勧の取り扱いにつきましてはどのようにするのかという御質問ではなかったかと感じております。

そこで、御承知のように、お話の中でもございましたが、昭和57年度の人勧につきましては昨年の8月6日に勧告されまして、9月24日でしたか、いわゆる閣議において、財政事情等の理由によりまして凍結の方針が出されたわけでございます。その後、人勧凍結の問題は国民大多数の関心事となっておりまして、本市議会におきましても人勧凍結反対に関する意見書が採択されてございます。そのような情勢の中で、われわれ労使間におきましては昨年の10月を第1回目といたしまして、今年1月、8月、そしてこの6月と、いろいろ一定期間、交渉を重ねてまいったところでございますが、最終的には、自治体間の職員の給与の均衡という点をも重視いたしまして、現状、府下的な情勢をも勘案する中では、57年度の人勧については、いわゆる1年遅れの58年度議会に、条例化提案に対し一応労使間で話し合いしていた経過もございます。そこで府下各市におきましても、同様な内容で労使間で話し合いがなされてきておりますが、すでに議会が開催されました市のすべてが、6月議会には上程を見送るという方針が打ち出されているところでございまして、議員さん方々におきましても御承知のとおりだと思います。

かかる情勢の中で、自治体間の給与の均衡を図るという、それら基本的な立場が、労使合意時点と著しい情勢の変化が生じてまいりましたので、本市におきましても、人勧に伴う給与の改定は、上程を見送らざるを得ないという現状になったものでございまして、今後の取り扱い方と申しますか考え方でございますが、やはり労使の合意事項でございますので、法的拘束力はないと申せ、まあ社会通念上の紳士協定といたしまして道義的なこともございます。今後府下的な情勢を十分見た中で、自治体間の給与の均衡を失しないよう努力してまいりたいと、かように考えておるものでございます。

○9番(直村静二君) はい。

一応、一通り終わりましたので時間はいま1時間と4分ですか、ありますけれど、いまの答弁については、私はすでに共産党議員団としては市に申し入れしていますし、今後そういうことで対処してもらつたらいいのであって、またいずれ議案審議ということでこの問題が出される、あえてここではとめておきます。

- いろいろ言いましたが、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。
- 議長（成田秀益君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。  
(午前11時55分休憩)
- 

- 議長（成田秀益君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。  
それでは、19番・大谷昌幸君、お願いします。
- 19番（大谷昌幸君） 通告に基づきまして要旨の御説明を申し上げます。
- まず「民間の業者による宅地開発地の命名について」という表題ございますけども、民間業者いわゆる民間のデベロッパーから各地域の宅地開発の申請が出されてまいりますと、担当の個所におきましてそれぞれのチェックがなされ、非常に緻密なる網を着せて、いろいろな指導及び規制をされていることについては敬意を表すものでございますが、この中でただ1点だけ私、最近とみに残念に思いますのは、いわゆる事前協議といいますか実際の協議が済み、いよいよ宅地開発に乗り出しますと後が、市の規制その他のいろんな監督というんですか、そういうものが離れていく、そして業者がある程度思うような——といいますと語弊があるかもわかりませんけども、形によって開発がなされていって、そしていよいよ売る段階になりますと、とんでもない命名がされるというようなことを痛切に感じているものでございます。この、せっかく造成及び建築した宅地が、駅からどれだけの距離があるか、あるいは近くにどのような社会施設があるかということによって、実売価格に大きな影響を来すということは皆様方御承知のことろであります。したがいまして業者が、何々住宅と申しますか何々荘園というか、それを命名する、すなわちネーミングというんですか、これにつきましては大きな神経を使っているというようにお聞きしております。
- 私、最近——と申しましても1月余りになると思います。理事者の方には、後ろ向きになりますて大変申しわけなく感ずるわけでございますが、大阪市内に事務所を持つ、ある宅開業者が、たしか6月の初めごろと記憶なんですけども、「府中西」というような表題で、国鉄阪和線府中西・総29区画のニュータウンというような、B4の折り込みのビラを入れております。このビラを詳細に見ていくと、その中でも良心的であったのかもわかりませんが、俯瞰地図、すなわち航空写真やないかと思うんですが俯瞰図を入れてあります。それを見ますと、府中というよりもむしろ信太山に近い、所在地もやはり池上町の460番地の3ほかということになっておりますし、交通機関の説明でも国鉄阪和線信太山駅から歩いて十分、和泉府中駅よりも歩いて15分というようなことが書かれております。中身を見ますと、なるほどこれは府

中とは全然関係がないということは、だれでもわかるんですけども、その団地の1番表面に出てくる、主題となるタイトルを見ますと「府中西」ということが出てくるわけなんです。

同じくその業者のビルの下に、これまた「府中東荘園」これはもう残っておる戸数が2戸ということも載っております。だから、かなり以前から販売されておったんじゃないかと思いますが、これは所在地が阪本町の568番地、交通は和泉府中駅、それから南海バス阪本町バス停より歩いて7分というようなことになっております。一体どこまでを府中という地域でつかまえておるのか、先ほど申しました「府中西」なんて、これは府中からいいますと明らかに北部であります。それが「府中西」という名前がつけられている。これも理事者の皆さん御承知のように、府中には現在6つの町会がありまして、連合では府中町会というてますが、これは名称だけがあって実体がございません、いわゆる連合ですから。その下に府中西町会、府中東町会あるいはその他4つの町会があるわけなんです。その既成の町会というものと非常に名称的に混同しやすい、紛らわしいというようなことが使われている。私の方はすぐに、これを何とか改めてほしいということの申し入れはしたつもりでございますけども、果たして当市の場合、一体どこの部、どこの課でこういうようなことの規制をしていく、また修正の申し入れその他の折衝をやるのかということが私どもにはわからないわけでございます。この点につきまして、市がどのように対処されるかということの御説明をいただきたいと思います。

次、2番目の「消防行政について」でございます。日夜24時間勤務していただきまして、14万人になんなんとする市民の防火その他医療の安全につき勤務していただいているということは非常に感謝にたえないところでありますが、この消防活動につきましてちょっと私、2、3不審に思っている点をお尋ね申したいと思います。

まず第1番目の「消火活動について」でございますけども、最近建物の改造その他、また消防署及びその他からによるキャンペーンなんかによりまして、市民の防火に対する意識の向上で火災は減っているように感じているわけでございますが、やはり当市の場合、1週間に2回、3回、消防自動車その他のサイレンを耳にするわけです。そしてまた当市には、先ほども御案内状をいただきましたけども、消防署員以上の大人数の参加をいただいております消防団も抱えております。火災によりましては、消防署の自動車だけで済ましている場合と団が出動している場合があるようです。私ども市会議員というのは市民と、昼も夜も直結している関係上、この火災ということにつきましてはなおざりにするわけにはいかないものであります。しかるに、消防署が出動しながらわれわれがわからない、と申しますのは、サイレンが消防署の建物にある——監視塔の所にあると思うのですが、このサイレンが鳴る時と鳴らない時があるわけです。鳴った時はわれわれ、大体どこかなということがわかるわけですけども、鳴らない、

ただ消防署の自動車だけが出動している場合でしたらパトカーであるのか、その他救急自動車であるのかということの識別ができない場合があるわけです。で、どういう場合には団が出動する、いわゆるサイレンが鳴るのか鳴らないのかということは、私の記憶では今まで知られたことがないように思いますので、その点の区別を御説明願いたい。

次に「救急搬送について」でございます。これもやはり、病人は日も夜も選びません。最近は市民のモラルが良くなつたと申しますか、以前よりは救急自動車の出動、いわゆるタクシーがわりに使われるというようなことが大幅に減っていると私は理解しております。まあ全国的に減っているということも聞いておりますので、当市も減っていると思うのですが、やはりいまでも1日に何回かの出動があると思います。この救急車が出動していただく場合に、患者の要請によってどこそこの病院へ行ってほしい——と申しますのは、どこそこの病院へ何日か前に行って診てもらって、診察を受けているので、その病院へ行ってほしいと指定をする場合もあるでしょうが、全くの突発的な場合でしたら、そういう指定は恐らくなかろうと思います。その場合には、消防の方は恐らくコンピューターによってどこそこの病院ということが出てきたら、そこに搬送されるだろうと思いますけども、どうも余りにもコンピューター任せであって、病院選びが適切になされていない場合が間々あるのではないかろうかということを感じるところでございます。

たとえば、これはそういう科目を扱っている病院は少ないだろうと思いますけども、耳鼻咽喉科関係であるのに、その科目のない病院に運ばれる、あるいは脳外科関係であるのに脳外科がほとんど、それに対する設備がされておらない病院に運ばれる、運ばれた後からその患者が、どうもこの病院に連れてきていただいているけども、いろいろ考えてみるとあの病院へ行った方がよいのと違うのじゃなかろうかということがわかっても、今度は、一たん運ばれた病院から出していただくのが、並み大抵のことでは出してもらえないということは、われわれ議員もよく行き当たっている1つの難関であります。こういうようなことは、救急の出動要請を受けた時点で、どの病院へ運ばれたらよいかということを十分にチェックされれば、かなり防止され、そして適切な処置により、市民の回復も速いのではなかろうかと思っておるものであります。そういう点、どういうようにされているのかということの御説明をお受けしたいと思います。御説明のいかんによりましては自席より、再度御質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 1点目の、「民間による宅地開発の命名について」建設部からお答えを申し上げます。

○ 現在開発申請がなされておる段階で、そのほとんどが命名をされておらず、販売の段階で業者が自由に命名をしているのが現状でございます。開発業者と販売業者が異なることも数多く、開発指導の段階で名前の総チェックは、その法的根拠等も見当たらず指導チェックは困難であり、現在まで行われておるのが現状でございます。しかし今後、関係部課等協議し、さらに幅広い法的根拠も検討しながら、指導チェックの方向等を十分検討していきたいと、かように思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ 19番(大谷昌幸君) 建設部長さんから御答弁いただいたわけですけどね。これは1つの、各課というか部の指導する範囲を離れてからのことですので、市長、やっぱり、こういうことが今後大いに行われてくると思うんですよ。経費の関係で、建て売りが売れなくなっているということとも実情ですね、やはりこちらが指導できる、条例その他でもって網を着せられないところを、やはり指導もせないわけませんし、また放置しておくわけにいきませんので、担当というものをせひとも必要じゃないかと思うんですけども、その点について市長、今後に対する御見解をいただけませんか。

○ 議長(成田秀益君) 答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 大谷議員さんから再度のお尋ねでございます。

基本的には建設部長がお答えいたしましたように、非常にむずかしい問題でございまして、どういう名前をつけたらいかんという、民間業者に対する指導といいますか法的根拠というものが無い関係上、やはり困難だということは御理解のとおりであります。しかし御指摘のように、これからいろいろなことを考えていく場合に、とんでもない、所在地とかけ離れた名前がつけられるということになると、いわゆる購買者の方で思い違いとか混乱が起きてくるであろうということは、御指摘のとおり十分考えられることでございますので、これは法的根拠がございませんけれども、やはり何らかの行政指導が必要ではないかなということは御指摘のとおりであります。そういううえで、建設当局も含めましていろいろと検討させていただき、法的根拠がなくともまあ常識的に、所在地に反する名前ということでございますと、やはり混乱が大きくなります。ある程度行政指導はしていくべきだと私、存じます。そういう方向づけで検討させていただく、御指摘のとおりであります。

○ 19番(大谷昌幸君) 前の助役さんにもお願いしたけども、総務課といいますか総務部といいますか、そういうようなものも、どうしても全体を見ていてもらうのは必要やと思いますので、そういうことも含めて、今後十分御検討いただきまして、できるだけ早い機会にそういう担当部をつくっていただくように、ぜひともお願いしたいと思います。

次、消防の方。

- 議長（成田秀益君） 次。
  - 消防長（松村吉亮君） 2番目の御質問の「消防行政」につきまして、消防長の松村がお答えいたします。
- 先生には、私どもの消防行政につきまして深い御理解をいただきまして、常々御指導いただいております。まことにありがとうございます。

2点にわたる御質問であろうかと思いますので、順を追ってお答え申し上げたいと、かように思います。

まず1点目は、団の出動あるいは出動によります基準、それに関連いたしましてサイレンの吹鳴、この問題であったかと思います。実は火災が発生いたしました、御指摘のとおり団の出動しない火災もございまして。具体的に申し上げますならば、われわれの職場で申しております。「原野火災」すなわち川の堤防の草とか田んぼの中の草、あるいは木のない原野の火災、こういうような直接住居に影響しない火災につきましては団の出動を要請していない場合がございます。さらに家屋の火災でございましても、火災の一時急の通報が入りましてから団員招集のサイレン吹鳴操作を行うまでの間に、通報先からばやで消えた、こういうふうな連絡を受けた場合も団の出動を停止する、こういうふうな場合がございます。その場合には御指摘のように、町に設置いたしておりますサイレンの吹鳴を行わない。すなわち私どもがサイレンの吹鳴を行っているのは、団招集用のサイレンということで吹鳴させていただいておりますので、この点、御理解賜りたいと存する次第でございます。

それから2点目の、救急搬送の問題でございますけれども、御指摘の点、よくわかるのでございますけれども、私どもの救急搬送の選択に当たりましては、第一義的には、その発生現場より最も近い医療機関、これをまず選定の基準にいたすわけでございます。さらには、その病院におきまして、発生いたしました事案によりまして専門医が当直しているか、あるいは病室の状態がどうなのか、それに対応していただけるのかどうかということを電話等によりチェックいたしまして、事前連絡をした上で搬送しているのが実態でございます。御指摘の点、今後も緊急搬送の指標といたしまして、さらに市民の皆さん方の命を守るという点で生かしてまいりたいとこのように存じますので、御理解賜りたく存じます。

- 19番（大谷昌幸君） 消防団の、出動していただくためのサイレンの吹鳴ということもわかるんですけどもね。あれ、団が出動していただく場合に、第1から何分団ですか、9までですかありますね。たとえば府中辺の火事の場合でしたら第一分団ですな。第一分団に出ていただく、——サイレンの中で区別はないわけでしょう。そういうような場合に、時と場合によって、どうも見ていると第一分団だけが来ていただいておるような時と、それから、かなり遠方

の、山手の何分団か知りませんけども、方からも来てもらっているときがあるわけですね。それはどんなぐあいに要請して—まあそれ以前に、どういうような火災の規模によってそれを判定し、またどんなような方法によって要請しているのかということを、私自身はそういうような詳細な説明を見た覚えがないと思うのです。できましたらそういう内容を書いたものを、先ほども申しましたように、議員としてやはり把握しておかないとと思いますので、できたらそういう資料をいただきたいと思うのが1つと、それから、ちょっと話がかわりますけども、団の方の訓練は、たとえば今年の場合でしたら1月の9日でしたか出初め式がありました。それだけさほど私も案内状、御招待いただいたわけですけども、この17日の日曜日には泉北の消防団の夏季訓練がありますわね。そういうふうに団の方の訓練というか、私どもは今まで何遍か見せてもらっているわけです。しかしながら、和泉市民の1,000人に1人足らずで、非常に人員的に少なくて忙しいだろうとは思いますけど、消防署員の方の訓練といいますか。あるいは実演といいますか、それを今まで全然というていはば見せてもらったことないわけですね。いろいろ装備も持っておられるわけですけども、そういうものは、経費とか場所とかいろいろむずかしい問題はあると思います。あると思うのですけども、せめて1年に一遍でも、市民の皆さん方に御披露していただくというようなことがあってもいいのではないかと思うわけなんです。その点、ちょっと御見解をお聞きしたいと思います。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 消防長（松村吉堯君） 再度の御質問にお答えいたします。

団の出動で、いま御指摘のように府中でございましたら第一分団というふうに、一分団から十分団まで、班にいたしまして36個班ございます。これらに対しまして、それぞれの招集用のサイレンというものを、市内20カ所に区切りましてサイレンの別個に鳴るようにいたしてございます。その中で、府中の火事によその分団の方からという御質問の点でございますけれども、これは下手——信太、幸地区、それから国分地区ですか、この3つの地区を管轄いたしております一分団と八分団と九分団、これにつきましては境界線が非常にふくそういたしております関係上、また、火災の発生件数が下手で多うございます関係上、この3つの分団は相互に出るということで、お互いサイレンの据えております距離も近うございますし、越えるというのはいろんな問題がございまして、たとい信太で起こりましても一分団も出動する、八分団も出動する、そのかわりに府中で起こりましても、一分団の管轄区域でございますけれども八分団あるいは九分団も出るのだ、こういうような1つの取り決めを団の中でなさっております。その他につきましては相当大きな火災にならない限り、他の分団からの応援というようなものを要請はあまりいたしておりません。近くでは槇尾山の火災のときに、時間的に非常に長うご

ざいまして翌日にわたりましたので、隣の四分団なりあるいは三分団を、翌日の消防活動ということで御出動願ったことがございます。その火災の規模によりまして隣接の分団に、団長の命によりまして出動していただくことはあり得ますけれども、御指摘の点につきましては、恐らく一分団あるいは八分団、九分団の同時出動するやつをうらんいただいたのではないかと、こういうように思うわけでございます。そうした問題につきまして、後ほどまた印刷物にいたしまして配布させていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思うわけでございます。  
それから、2点目の、消防活動についての何らかの訓練をやれという、そういう御指摘でございますので、今後具体化に向けて検討してまいりたいとこのように存じます。よろしくお願ひいたします。

- 19番(大谷昌幸君) もう1点だけ。まあ救急の方につきましては、先ほど要望しましたようにできるだけ患者の身になっていただきて、そんなことはないと思うのですけども、どこでもいい、病院へ運んでおいたら何とかなるわいというようなことだけはないように、本当にその人の命を助けてもらうという温かい気持ちに立って救急搬送していただきたいと、くれぐれもお願ひしたいと思います。

それともう1つ、きのうから泉大津局と和泉局と、0725の局番回さなくても通話できるようになりましたね、直接。今までから「119」については恐らく、泉大津と和泉と別やったと思うのですけども、それがどうなっているのかということと、もう1つ、お聞きするところによりますと電話局は原則的に第二阪和国道で、以前の和泉局と泉大津局とに区別してある、と申しますと、第二阪和から東にある泉大津市の市域であっても、和泉の局番すなわち40番台から以上の局番が入っている。第二阪和からは下手——西側については、仮に和泉市であっても30番台から以下の局番が入っているというように聞いているわけなんです。その場合ですよ、もしも、泉大津市域であるのに、そこへ40番台以上の電話が入っていますね。それが「119」を回した場合に、その場合の処置、どんなぐあいにしておるかということをお聞きしたいと思います。

- 議長(成田秀益君) 答弁。

- 消防長(松村吉亮君) 火災通報の件につきましてお答え申し上げます。

ただいま御質問のように、この3日から泉大津市管内あるいは忠岡管内につきまして「0725」の要らない、市外の局番を回さなくともいいということになってございます。しかしながら「119番」につきましては、従来の区域を変更はいたしてないということにつきまして、電話局の方で確認をいただいてございます。

2番目の問題でございますが、市境界線と電話局の境界線とが一致していないという点の御指

摘だと思います。これにつきましては隣接で、大阪南ブロックの各消防本部と応援協定というのを結んでございます。したがいまして泉大津市の地番の上にある物件が火災を起こしまして「119」を回した場合、私どもの本部に入ってくる部分が大分多うございます。その場合は、受信した消防本部がその場に出る、即出動するのだ。それから後、関係する消防本部の方へ通報する。で現場において、たとえば和泉市の消防本部へ入ったやつが泉大津地番であったとするならば、私どもの方で先に出まして、泉大津市の消防本部から参りました時点で、その火災の指示権を泉大津の方へお渡しする、こういうことでお互にお約束を申し上げております。救急につきましてもそのとおりでございます。

- 19番（大谷昌幸君） よくわかりました。



- 議長（成田秀益君） それでは、次に16番・赤阪和見君。  
○ 16番（赤阪和見君） 通告いたしました「理事者行政姿勢について」の質問であります、市理事者トップである市長にお伺いいたします。

最初に、今回の第2回定例会の日程であります。当初6月20日開会予定とされておりましたが、急きよ7月4日、本日から開会となったのはどのような理由があったのか、私が議会に出て7年、また過去10年間、第2回定例会は6月中に開かれておりますが、今回何か特別な理由があったのかどうか、私たちの聞くところでは、夏季一時金プラスアルファ分の支給、人勧実施について議会提案を、他市の成り行きながめで見ていくよう、本市が先走りせず、他市追従型行政になったためだといわれておりますが、その点、どのように考えているのかお答え願います。

また、今まで本市の行政を見ておりますと、他市追従型日和見的な行政といわれても仕方のないことが余りにも多いのではないかと私は思っています。ここに2、3、例を挙げてみますと、環境保全条例にいたしましても府下各市制定後、実施内容を見て提案する。また、その中のラブホテル建築規制条例においても、最初、本市の10分の1の忠岡が、全国に先駆けて条例をつくり実施したことは御存じだと思います。それ以前にも当市において、中学校通学路に当たるということで地域住民、PTA等々が、あるラブホテル建築反対を訴えたこともありました。が、当時の手も打てず、規制もできなかつたことであります。

また、放置自転車問題もしかりであります。府下各市では、非常にユニークな提案がなされ、理事者、議会が市民世論に訴え賛同を得る中で、法的見解を超えてよりよき市民生活を求める声をみごとに実践し、実りある行政を執行しておることは周知のことであります。私は何もここで、他市のまねではいけないとは申しません。市長が常に口にする、住んでよかった和泉市

とは一体どのような姿をいうのでしょうか。現在の豊かな、物のある中で、お金さえあれば大体の物が手に入る時代であります。住民要求も非常に多岐にわたっております。しかし市行政にあっては、決められた予算の中で、全住民の要求にはとてもこたえられないのが実態であります。活気のある和泉市をつくるのは、何も予算の多い少ないという問題ではなく、常に市行政が住民の先頭に立ち、市民に行政を考えいただき、精神的な建前論ではなく、本音で話し合いのできる方向に向かっていかなければ、本当の意味での、住んでよかった和泉市にはならないのではないかと思うのでありますが、その点、いかがお考えでしょう。

第2点目の「中央丘陵開発計画並びに周辺整備について」であります。開発計画の中でも最も大切な、新住法の適用とともに市街化編入に対する都市計画審議会の審議日程であります。過日の委員会の折、少し触れられておりましたが、来年2月から3月に府の都計審が開催されるので、それに間に合うようセットすると意気込んでおりますが、今までの市の都計審では早く半年、長いのになると1年ぐらいかかるっており、その点、タイムリミットから見て、いつごろ諮詢していくのかお答え願いたいと思います。

また私は常々、議会において発言し、また他の議員さんも提案しているように、現在各地域にできている委員会の委員、また住民代表、議会の各代表による「町づくり委員会」的な組織をつくって、積極的な意見の交換をしなければ、余りにもこの大きな面積の開発計画がうまく乗ってこないと思うものであります。特に早い時期からやらなければ、今までの例から見て、とても府の審議会に間に合わないのでないかと思うものであります。スムーズに本審議会を持って行くためには、行政ではっきりした時点での諮詢というのではなくても、先ほどの「町づくり委員会」というものも交えながら都市計画審議会協議会のような形でも聞いて、本諮詢、本審議会へつなぐ形態でもらなくては、時期的から見て非常にむずかしいのではないかと思うものであります。また、55年全体見直しになり、59年から60年にかけての全体見直しが行われるよう思いますが、それとの兼ね合いはどう考えておるのか、今回の市街化編入はどの地域で、どれくらいと考えておるのか、その点についてお答え願います。

次に、周辺整備についてであります。まず今回の開発は周知のとおり北部、西部、南部と分かれ、その間には既存の住宅、農地、未開発地等、非常に多く残っております。今後この部分の開発も大いに考えられますが、その点、開発計画をどのように考えておるのか、それら周辺開発にどう手を入れようとするのか、また、地区計画、区画整理等々考えられますが、その点もあわせて御答弁お願ひいたします。

新住法適用により、市長、当初の計画の中で、内陸部産業の誘致といわれておきましたが、それは非常にむずかしいのではないかと思うものであります。市民要望の中には、活力ある地

場産業の願いもある中でどのように考え、計画されているのか、またその中に予定されている大学誘致の問題もしかりであります。教育施設、外からの張りつけをいま、早い時期から取り組んでいかなければ、これが宙に浮いてしまう懸念があると思います。そうした中で、中央に位置する婦人子供服既製服団地の位置づけもこのままでいいのかどうか、その点お聞きいたします。

最後に、今回の計画実現の暁には、数多くの施設、広い公園、他に見られないぐらいの交通安全施策等々設置されることと思います。この管理をどのように考えておられるのか。私は現在の行政は、市民の要望にこたえるため新しく、多く設置されているが、管理面でのシステムが非常に縦割り行政等々の中で、ばらばらであると指摘するものであります。現に公園管理を見ても1係4人であります。この人員で広範な公園管理がスムーズにいくのか。また道路管理等においても市道、生活道路、計画道路、民間デベロッパーの管理道路、府営住宅内道路、雇用促進事業団、また厚生年金住宅等々すべて管理面の違いがあり、付帯設備の照明設備等も各形態によって違うのであります。どこに住もうが和泉市民であります。個人的なものは別にするとしても、公共的なものについては、すべてとまではいかなくとも、管理システムの拡充を図るべきときではないかと考えるのですが、その点いかがお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、質問の要旨説明をいたしましたが、特に今回の質問は、ことし12月、2期目満了となる市長を推薦した1人として、8年間を振り返り、市政を担当してきたことの一部に触れ、市長の考え方、今後の市行政取り組み方を伺うものであります。市長を中心とした御答弁を求め質問を終わります。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 参与（西川喜久君） 議会等の変更につきまして、市長という御指名でございますが、まあいろいろ経過もございますので、前段でまず私からお答えを申し上げたいと思います。

御承知のとおり定例市議会の開催につきましては、地方自治法第102条第2項に定めのあとおり、定例会は毎年4回以内において、条例で定める回数を招集しなければならないと定められておりまして、わが市ではそれを受けまして、条例で年4回の開催を義務づけております。

今回の第2回定例議会におきましては、ここ何年間は毎年6月中旬ごろに開催をお願いしてまいりましたことは事実でございまして、そのようなことから、当初6月1・5日ごろ告示をさせていただき、20日前後に招集をしていただくべく予定で、議会側と協議をいたしてまいりましたが、特に今年におきましては参議院議員の選挙——当時すでに6月3日に告示されてお

りまして、それがため6月の26日は投票日となっております。それを考えますと、議員さん方々には通常の年にはない忙しさも加わるのではないかということも考えましたことは事実でございます。

また、ちょっと赤阪議員さんからお話もありましたように、今回、追加議案として御提案を申し上げ御審議をお願い申し上げております人事案件につきまして、事務的な整備に一定の時間が必要となりまして、今回の定例会の開催につきましては例年になく今日に至ったわけでございます。決して行政の主体性のなさの問題ではないと私は考えておりますので、ひとつこの点を、御理解を願いたいと思います。特に人事案件で、他市の動向を見るためではなかったかというような御質問かと思います。やはり私どもといたしましては、同じ地方自治体として同一種の問題のある内容のものを、やはり一定の時期に、自治体として主体性を持って決断をしなければならない場合には、やはりあらゆる角度から慎重に検討しなければなりませんので、一定の期間がどうしても必要となりましたので、あわせてその点もひとつ御理解を賜りたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんから「理事者の行政姿勢について」ということで、1点目あるいは数点、御質問がございました。

1点目の、本定例議会に対する考え方に対応することについては、ただいま西川参与の方から、経過についてお答えをさせていただいたわけでございます。いろんな諸点につきまして、特に理事者あるいは統括する市長という姿勢の問題での御質問でございます。私よりお答えを申し上げたいと、このように存じます。

私は、皆様方の御推挙をいただきまして、市長として和泉市のかじ取りに当たらせていただいてまいりました。もちろん行き届かぬこと多くあったろうと存じますけれども、自戒をいたしながらなお、議員さん御指摘のように、住みよい、暮らしやすい郷土和泉市をつくるために、渾身の努力を傾ける決意であるわけでございます。いろんな諸施策の中で、御指摘のように他市よりおくれをとっているもの、あるいはいろんな点があろうかと存じますけれども、私は統括をいたしまして、他市追随の市政という形のものは毛頭考えておりません。ただ、環境保全条例によらずラブホテル、やはり議会の御意見、市民世論というものの統括をいたしながらいろいろと検討させていただいて、議会の方に御協力をさせていただいて今日に至っているわけであります。

放置自転車の問題も本市におきましてはいち早く、いろいろと手を打ちながら、細部につきましていろんな対策を立て、それなりに他市よりも進んだ放置自転車対策をとっているのではないかと、このような気持ちもございます。いろいろな御批判、御指摘につきましては胸にい

ただかしていく中で、今後とも行政執行に当たらせていただきたいと、このように存じております。

まあ、他市よりも遅れている点、御案内のとおりこれは新しい—市制施行28年に相なるわけでございますが、30年あるいは50年、あるいは80年の歴史のある市と、新しい市という条件の違いも一部ございます。要するに追いつけ、何とか追い越せという姿勢で今まで、若い市として議会の御協力をいただき、市民の御支援をいただきながら、駆け足で走ってまいったのも事実あるわけであります。そういう市制施行の違い、あるいは財政上のいろんな、それぞれの市の置かれている立場の違い、これらはあろうかと思います。そういう点は率直に認めざるを得ない点もあるわけでございますけれども、それなりに、他市追随という姿勢をとのではなくして、議会の御意見あるいは市民世論等を踏まえながら、いろんな意味で行政の執行に当たってまいりましたし、今後とも当たってまいりたいと、このように存じております。いろんな、赤阪議員さんから御指摘をいただきまして、反省すべき点は率直に反省をいたしながら、今後に向かって進んでまいりたいと、このように存じております。御叱正をいただいた点は十分に腹に入れさせていただいて、今後とも理事者、行政自体が議会の御意見を拝聴しながら、市民の世論も勘案いたしながら行政執行に当たってまいります。その点ひとつ、行き届かぬ点は反省をしながら、力強い歩みだけは今後に向かって進めてまいりたいと思います。よろしく今後とも御指導を相賜りますようお願い申し上げます。

○ 16番(赤阪和見君) いま、公室長から、今回の定例会の日程についての話がありました。いま聞くところによると、参議院選挙のさなかということでもあり、という答弁もありましたけれども、私は議会事務局で出入りする中で、黒板に予定として20日開会という形、またそれには、何日前に議運をやるというような予定を一応書いておった。そうした中で私たちは、しょうがないな、毎年のことであると、参議院選挙どうのこうの、もうちょっと延ばしてほしいけれども、もしくはもっと早くしてほしいけれども、これは市長が議長に対しての要請ですから、これはしょうがない。選挙云々はこの次であって、市行政執行が一番大事であるという建前から、私たちは日程を変更したこともあります。そうしたときに、今回の日にちが、公式じゃなかったけれども一応予定として組んでおったのが伸びたということ、そうしたときに、先ほど説明するように各市でのプラスアルファ分、また人勧実施云々という、そういううわさがやっぱりあるわけです。これはもう非常に憤慨、というよりも議会というものをどう考えておるのか、いま公室長の話では非常に、私たちの運動のしやすいようにというふうな形でおっしゃっておりますけれどもね、それがイコール他市追随じゃないかというふうに私は思うわけです。もっと主体性を持ってするならば、プラスアルファ分にしろ人勧実施にしろ、やは

り私は、当市の行政の動き、また、予算の関連その他、主体性を持ってやっていくのが当然であろう。しかし私は、他を何もながめないでということは言っておりません。そういう点での主体性をもっと発揮していただきたいというふうに思うわけです。

それと、先ほど市長の決意のほどもわかりますけれども、今回の環境保全条例、また、ラブホテル、自転車の放置問題にしても、とうに八尾で、ああいう形で罰則制度を、良い悪いは別としまして罰則制度を日本で初めて設けて、報道関係をにぎわしながら、そして市民に、また国民に1つの問題を取り上げて、そういう波紋を投げかけて、どう考えていくかという点を責任を持って行政でやっておる。またある市では、放置自転車を集めてきて、それをスクラップに云々することなく、良い自転車はリサイクルに回せるように、そこにはいろいろ問題があります。もし元の持ち主が現れたときにはどうするのか、売却という問題、しかしそれをあえて乗り越えてやっていく。またある市では、おとといの新聞にも載っていましたけども、公用自転車にちゃっかりとやっていると、こういう話も聞きます。いま当和泉市では、引き揚げてくると全部タイヤを外してスクラップに売っているわけです。非常にやはり、市民感情から見てそもそもないし、また資源のむだ遣いである。法的なものの枠を超えて、そこにひとつ、必要であればみんなが賛同し、していくのが行政じゃないか、その市民と直結した行政をつかさどるのがこの和泉市という市役所である、私はこのように思います。

ラブホテル規制にしましても、先ほど大谷議員さんからの質問の中で、その地の命名をするのが、非常にそこまで枠づけするのはむずかしいと言っております。むずかしい中でも、これを1つの行政の主体的指導のもとにしていくかなければ、いま全国で「青葉台」という地名が、「緑ヶ丘」という地名がどれだけあります。私も先ほどの質問を聞いておりましてそのように思いました。そういう点からいえば、民間デベロッパーの小さな開発でもしかりです。そういう点の主体性をもっともっと発揮して、そこに住民の、行政に参加させていく感覚を育てていくべきだと私は思うのですが、その点、再度お答え願って、この問題を終わりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただきまして、今回の議会につきましては、いろいろ御心労を煩わしましてまことに恐縮でございます。議員の皆様方の御協力を、感謝をさせていただくわけでございますが、まあ人事案件、非常に、御案内のとおりの問題であるわけでございまして、これは他市追随というよりは、やはりいろいろの点を勘案して対応させていただかなきゃならぬ点があるわけでございまして、この辺はひとつ御賢察を相賜りたいと、このように存ずるわけであります。

なお他の諸施策、環境保全条例あるいはラブホテルの問題等、一例を出していただいたわけでございます。確かにねっしゃるとおり本市の環境保全条例、理念条例であるわけでございま

す。のっけから罰則を、という考え方、これもあったわけでございますが、少なくとも環境を保全していく、これは市の主体的な努力あるいは事業者の協力、あるいは市民の御協力、三者相まって私たちの住んでいる郷土を良くしていこうという場合に、のっけから罰金何万円ということはいかがかという考え方の中で、理念条例で、まず市民の御協力をいただきたいという姿勢だったわけでございます。そのときも申し上げておきましたけれども、やはり保全条例を実施していく運営の中で諸問題をとらえながら、その時に、やはり改正すべき点は改正してまいりたいと、このような気持ちでございまして、その辺、一部に手ぬるいという御批判があることも事実であるわけでございますが、まず企業、事業者あるいは市民の御協力をいただき、行政自らも努力してまいるという、みんなが協力していかぬと環境が良くならぬ。その場合、作るなりすぐ罰金何万円というようなことではないかがかという、いろんな御意見を聞きながら対応させていただいた経過があるわけでございます。

なお、ラブホテルにおきましても、他市よりも遅れているという御指摘はあるわけでございまして、少なくとも議会で御審議をいただき、いろんな世論にかんがみて作させていただいた以上は、やはりこれを守り抜いていくという姿勢は堅持をさせていただいております。少なくとも、先にラブホテルを施行したしながら、やはり暫定的に向けてできている、その意味ではございません。そういう意味で、やはりラブホテルにつきましても、御議決をいただいた上に立っては一生懸命、これを順守をしていく姿勢をとさせていただくというのは、ひけをとっておらぬと存じております。

いろいろと、もちろろございますけれども、やはり御指摘のとおり、行政執行の立場といいますか議会の世論、市民世論の動向というものを踏んまえながらも、やはり大胆、率直に施策を、もっと思い切ってやれというのが議員さんの御質問の本意ではないかと、このようにとらえております。この点も十分、腹に入れながら、今後の行政執行に当たらせていただきたいとこのように存じておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○ 16番（赤阪和見君） このことについて意見を述べます。

先ほど、趣旨説明で言いましたように、常に市行政が市民の先頭に立って、そして市民に行政を考えさせていただく。精神的な建前論ではなく、本音で話し合えるような状態をつくっていくべきだ、私は常にこういうふうに申し上げております。それは、一つ例にとって、いま環境保全条例云々の中で話してきましたけれども、理念条例というなら理念条例のように、もっともっと啓蒙活動、それを担当する人が専門に張りついでしかりだと私は思うのです。

前回の議会でも言いましたように、不法看板、立て看板等、また電柱に張られたポスター等々の撤去の方法にいたしましても、その管理者である関電とか電電公社等々に管理を任すので

はなく、管理料を取ってでも市民の代表と、また市行政が担当者を決めて、取らなければ勝手に取っていくというぐらいの姿勢でもって、町を美しくしていこうという実態を持っていかなきゃならない。この前も新聞に報道されておりましたけれども、泉大津へはもうポスターは張れない、泉大津へはもう立て看板を出せない、こういうようになっておる。そこへ行くまでは業者のおどしもあり、また脅迫電話もあったそうあります。しかし、それをみごとやり切ってきたのが、そういうふうな1つの例として報道をされておる。報道をされるというのは全国的に、それはみんなの悩みであるという面があるわけです。その理念条例をみごと市民に浸透していくための努力を今後はしていただきたい。これはまた、あと「管理」の方で言わしていただきますので、その点についてはそれで結構です。

次、お願いします。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 数点にわたる御質問でございますが、建設部との競合もございますが、調整を担当いたします都市整備部におきまして、まず御回答を申し上げます。

1点目の、都市計画審議会の日程でございますけれども、議員さん御指摘のとおり、確かに日程的にはハードなスケジュールでございます。しかしながらわれわれは、年度内に府の都計審をクリヤーすべく努力目標として、現在、建設部の都市計画プロジェクトチームと調整を行い、各部間、公団とも調整を行いまして、できるだけ早期に審議会を開催できますよう考えておる次第でございます。また、これと同時並行で、議会に設置をいただいております特別委員会、また連合対策委員会とも協議を行いまして、よりよい町づくり案の作成を行いたいと考えておる次第でございます。

それから、町づくりでございますけれども、先ほど申しましたように、われわれの担当の中には特別委員会、また建設部には建設委の常任委員会、さらに以前つくっていただきました連合対策委員会の権利者部会、町会部会は発展的に解消をいたしまして、町づくりを中心とし、町会の会長さんを中心といたしまして、さらに各校区の中において必要な委員を推薦して、これにこの協議にこたえてくれるべく組織をつくっていただいておりますので、それらとも十分協議を重ねて、いい町づくりをいたしたいとかようと考えております。

それから、線引きの見直しと今回の都計審との関係でございますけれども、今回は大規模特例として、新住法の適用を受ける中央丘陵開発にかかる部分のみを行うものでございます。一般的な見直しとは完全に切り離したものでございますので、それ以降は、全般的に行われる見直し作業に入らねばならないと思います。

それから、周辺の整備問題でございますが、周辺整備につきましては本計画の基本的な考え方

の中にも、和泉市の総合基本構想にのっとる、良好な住環境を持つ住宅地と、良好な都市環境を形成し、周辺既成市街地との融和と、地域と一体的なコミュニティづくりを目指す、というふうに考えてございます。したがいまして、その中がお城的なものをつくるのではなくして、相互に住民が行き来できるように、議会並びに地元の御意見も微しながら、都市施設の配置並びに道路等関係公共施設の整備を図りたいと考えております。またその周辺地には空閑地もございますが、これらにつきましても地域計画が必要であろうかと存じますが、今後、都計プロジェクトチームと十分協議の中で、新旧調和のとれた開発というようにしていきたいと考えております。

それから、内陸産業誘致施設等の御質問でございます。確かに内陸産業の誘致というものも非常に困難でございます。また新住法では、これは即ちまないものでございますが、われわれは将来的に超政治的な努力も念頭に置きまして、当面はサービス・インダストリー・ゾーンとして2カ所、1.0ヘクタールを設けまして、新住法の中で許せる範囲内でいろんな施設を張りつけていきたい。たとえば将来的に、関西空港等の関連におけるいろんなサービス施設等も考えられるべきではないかというところで、現在その検討を行っておるところでございます。その原案ができますれば、担当いたします関係課と協議の上で、これらを進めていきたいとかのように考えております。

そのほか大学誘致、その誘致施設につきましても非常に困難なものが多うございます。しかしながら、各省庁の中にはいろんな外郭の団体がございます。たとえば雇用促進事業団とか、それから社会保険庁には年金事業の団体とか、文部省にも外郭的に、いろんな施設を張りつけるような団体ございますから、その辺のところと、市長を先頭にいたしまして、議員皆様方のお力添えもいただきまして、これらの計画ができるだけ早くキャッチし、誘致促進を図っていきたいと考えておる次第でございます。

最後に、管理の問題でございますけれども、確かに、1.0万坪の中に地区公園1カ所、近隣公園6カ所、児童公園、緑地、緑道、非常に多くの管理するものができ上がってまいります。また道路にいたしましても、中央線を初めといたしまして泉州山手線、仮称でございますが、光明池唐国線等、道路もたくさんでき上がってまいります。現在の公園管理、道路管理に比べまして飛躍的に大きくなってくると考えるわけでありますが、管理システムにつきましては、その内容等も含めまして早急に検討が必要であろうと考えておりますので、今後管理を担当している部局と、人事・機構を担当する部局とも十分協議を行って、そそうのないようにいたしたいと考えておる次第でございます。

○ 16番（赤阪和見君） いま答弁いただきました、最後の「管理」という面について、もう

少し突っ込んで、今現在の管理というだけじゃなしに、今後の管理ということじゃなしに、この要旨の説明でしましたように、今現在、市道、生活道路、それから道路関係でも縦割りで計画課が管理しておったり土木が管理しておったり、また街路灯1つにしても交通公害課が管理しておったり、土木あるいは市長部局の担当で防犯灯は管理しておりますね。そういう管理面について若干お答え欲しいのですが。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 都市整備部長（浅井隆介君） いま御指摘の、施設管理の問題でございますが、前回の議会でもいろいろと御指摘をいただきまして御答弁をさせていただいたとおりでございますが、確かに管理につきましては、非常に公園管理も現在は数多くできているわけでございます。また道路あるいは都市計画道路等も含めまして、現在それら管理方法等も含めました形で、道路台帳の作成等もやっているわけでございます。道路台帳の完成は、今年度末をもちまして完成いたしますので、それらを十分にらみ合わせまして、今後の課題として十分検討していただきたいかように思います。
- 16番（赤阪和見君） この道路台帳だけじゃなしに、以前から言っているように、市の財産管理にしても「へた地」が若干あるとか、また土地が草ぼうぼうのままでほうってあるとか、これは環境保全条例が出て理念条例守ってない、市の土地ですわな。そういうふうな点とか、いろいろといままでこの中で説明しましたように、つくってきたけども、後の管理が不行き届きのために、非常に行政としてやっているようであるけども守られてないような感がするわけです。身近な例で申しわけないんですけども、家庭でも同じように15万の世帯やっておっても、その嫁さんがいつもこぎれいにしておるという家庭と、だだむさい家と、入っていったときの感じが全然違うんです、同じだけの予算を使っておっても。そういう点でこれからは市も、市長いまおっしゃるように28年たつわけですから、今までの財産をしっかりと守っていく中で、そして新たなものが何が必要なのか、カーブミラー1つにしても、それをナンバーフォーけて管理をしっかりとし、すぐ修繕等ができ、住民が安心して生活できるようにしようというにもかかわらず、いまだに何ら手が打たれてない。もう1つ端的に言うならば、条例集の中に青少年ホームですか、府中7丁目にあった、あれが現実、まだ条例の中に残ってるわけです。もうよそへ土地が売れて、そこに家が建っているわけです。にもかかわらず条例は残ってるわけです。なぜこういうことを出すかといいますと、1つのものがつくられたときには、供用開始までに条例というものがきちんと整備されます。条例が整備されて初めて使うわけです。しかしそれがなくなった後、だらだらとはうってあるという、この管理のずさんさを私は今回、すべての面にわたって市長中心に、この管理者の皆さん方が、私、やかましく言うとか言わぬ

とか別にしましてね、当然そういう市の、市民の財産を守っていくべく、私は考えるべきじゃないかとそのように思うわけです。

なるほど公民館にしても、昨年10月つぶしました南池田公民館、これも条例には載っています。しかしその前にある「久保惣」の美術館は、条例集にはまたこれも差し入れてある。条例そのとき、入れたときに見ているはずやのに、なぜそれを消やさない、そういうふうな実態が現実あるわけですよ。条例持っている人、見ていただいたら結構ですわ。それがすべてに及んでいるんじゃないかというふうに私は思うわけです。そして市長、いよいよ3期目に挑戦は9月定例会かというふうに地方新聞に載っておりましたけども、本当に今回のこのような形の中で私は苦言を言いましたけれども、そのようなものを引き締めて、ひとつ市民の役に立つ市役所であってほしい——以前に申し上げました、市役所という別名は、市民が行って役に立つ所やと読みかえるという市長もおりましたように、ひとつそのような実現を目指してがんばっていただきたいと、そう要望して終わります。

○ 議長（成田秀益君） 以上をもちまして、議員各位の御協力によりまして一般質問が予定より早く終了いたしました。厚く御礼申し上げます。

お詫びいたします。

本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

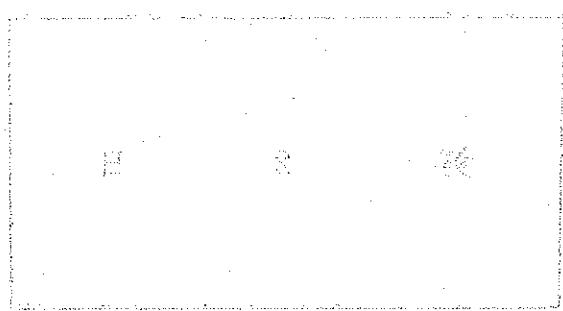
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、過日の議会運営委員会で御了承願っておりますので、あす議案審議を繰り上げて審議願いたいと思いますので、定刻御参集賜りますようお願いいたします。長時間、どうもありがとうございました。

（午後3時1分解散会）



第 2 日



昭和58年7月5日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭 一 郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 淵 博 治 君
16番	赤 阪 和 見 君		

欠席議員(1名)

29番 藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市助役	長	池 田 忠 雄		同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫		
収入役	役	坂 口 禮 之 助		同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 センター 所長 事務取扱	生 田 稔		
参与兼市長公室事務	長	中 塚 白		同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事務取扱	向 井 洋		
市長公室理事兼企画室事務	長	西 川 喜 久		市 民 部 長	富 田 宏 之		
市長公室事務	次 長	平 野 誠 蔵		市 民 部 次 長 兼 福祉事務所長	中 川 鉄 雄		
人 事 課 長		神 藤 恒 治		産 業 衛 生 部 長	岡 史 郎		
秘 書 広 報 課 長		白 横 通 有		産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義		
財 务 部 長		井 阪 和 充		産 業 衛 生 部 次 長	青 木 孝 之		
財務部次長兼財政課事務		麻 生 和 義		産 業 衛 生 部 次 長 兼 衛 生 課 長 事務取扱	堀 宏 行		
事 务		大 塚 孝 之		建 設 部 長	逢 野 一 郎		

職名	氏名	職名	氏名
建設部理事	福田 隆行	消防本部次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
建設部次長	中上好美	事務取扱事務担当理用地担当	内田 繁
都市整備部長	浅井 隆介	・土地開発公社事務局長	中辻 寿一
都市整備部次長	萩本 啓介	用地担当参事	堀 内延
改良事業部長	角谷 泰夫	土地開発公社事務局次長	葛城 宗一
改良事業部次長	前田 守正	教育委員長	杉本 文
改良事業部次長	笠木 恒忠	教育長	逢野 博之
改良事業部次長	高三 一行	教育次長	藤原 勝次
病院長	竹林 淳	管理部次長	竹田 明郎
病院事務局長	藤原 光夫	指導部次長	坂明 貞士
病院事務局次長	吉田 日出男	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	農端 小一
水道部次長兼総務課長	岩井 益一	監査委員	久光 喜多男
事務取扱会計課長	赤田 優信	監査事務局長兼公平委員会事務局長	山本 亮夫
消防長兼消防署長	松村 吉堯	農業委員会会長	坂上 國治
事務取扱	高宮 武男	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次長	北野 敦雄
主任幹事	西井 正保
議事係長	大中 保
議事係	佐土谷 茂一

○  
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 58 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程

( 7 月 5 日 )

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第 13 号	例月出納検査結果報告 ( 収入役扱 昭和 58 年 1 月分 )	P. 1
2	監査報告 第 14 号	例月出納検査結果報告 ( 水道部企業出納員扱 昭和 58 年 1 月分 )	P. 12
3	監査報告 第 15 号	例月出納検査結果報告 ( 市立病院企業出納員扱 昭和 58 年 1 月分 )	P. 18
4	監査報告 第 16 号	例月出納検査結果報告 ( 収入役扱 昭和 58 年 2 月分 )	P. 23
5	監査報告 第 17 号	例月出納検査結果報告 ( 水道部企業出納員扱 昭和 58 年 2 月分 )	P. 34
6	監査報告 第 18 号	例月出納検査結果報告 ( 市立病院企業出納員扱 昭和 58 年 2 月分 )	P. 40
7	監査報告 第 19 号	定期監査(昭和 57 年度第 2 次分)結果報告	P. 45
8	議 案 第 32 号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 43
9	議 案 第 33 号	和泉市防災賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について	P. 46
10	議 案 第 34 号	土地改良事業の施行について ( ため池整備事業オウゾ池改修工事 )	P. 51
11	議 案 第 35 号	土地改良事業の施行について ( 農道整備事業湯の谷農道舗装工事 )	P. 54
12	報 告 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて ( 和泉市税条例の一部改正 )	P. 7
13	報 告 第 9 号	専決処分の承認を求めることについて(昭和 57 年度和泉市一般会計補正予算(第 5 号))	P. 22
14	報 告 第 10 号	専決処分の承認を求めることについて(昭和 57 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号))	P. 34
15	報 告 第 11 号	昭和 57 年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 41
16	報 告 第 3 号	和泉市土地開発公社昭和 57 事業年度決算書類の提出について	P. 1
17	報 告 第 4 号	財團法人和泉市商工業振興会昭和 57 事業年度決算書類の提出について	P. 3
18	報 告 第 5 号	財團法人和泉市商工業振興会昭和 58 事業年度事業計画書類の提出について	P. 4
19	報 告 第 6 号	財團法人和泉市文化振興財団昭和 57 事業年度決算書類の提出について	P. 5
20	報 告 第 7 号	財團法人和泉市文化振興財団昭和 58 事業年度事業計画書類の提出について	P. 6
21	推 薦 第 1 号	和泉市農業委員会委員の推薦について	別 紙
22	選 挙 第 1 号	泉大津市、和泉市墓地組合議會議員選挙について	別 紙
23	議 第 第 36 号	昭和 58 年 6 月に支給する期末手当の額の特別に関する条例制定について	追加議案書 P. 1

(午前10時開議)

○ 議長(成田秀益君) おはようございます。議員の皆さんには、公私御多忙のところ連日の御出席まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは19名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。仁井議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、19名でございます。

○ 議長(成田秀益君) ただいま報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会が成立いたしておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷、配布してあるとおりでありますので、御了承を願います。

○ 議長(成田秀益君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第7までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第1~8号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年1月分収入役被の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年8月25日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年8月25日
2. 検査の対象 昭和58年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第14号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年3月25日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1 検査実施日 昭和58年3月25日

2 検査の対象 昭和58年1月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第15号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年3月25日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1 検査実施日 昭和58年3月25日

2 検査の対象 昭和58年1月分の出納状況

### 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

### 監査報告第16号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年4月21日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1 検査実施日 昭和58年4月21日

2 検査の対象 昭和58年2月分の出納状況

3 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

### 監査報告第17号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年4月21日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1 検査実施日 昭和58年4月21日

2 検査の対象 昭和58年2月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第18号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により昭和58年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年4月21日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

##### 記

1 検査実施日 昭和58年4月21日

2 検査の対象 昭和58年2月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第19号

##### 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和57年度定期監査（第2次分）を別記要項により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和58年3月31日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

- 議長（成田秀益君） 本報告につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 5番（田中包治君） この定期監査結果報告について、ちょっとわしら不思議に思えてならないんですけど、市の職員が規則や規定、条例というものを全然わからない、取り扱い規定を誤つとるということですね。これはやはり市理事者の人事管理なり、職員の教育の問題はどうなっているんだという、これらをはっきりしないとね。せやないと、取り扱い規則を守らずして執行してるとことになると、大きな問題です。これは行政処分の対象になんて当然なんです。これらは一体どうなってるんですか。一遍詳しく説明してもらいたいと思います。規定どおりやっておらない、と書いてますわな、どういう意味ですか。
- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- （答弁なし）
- 5番（田中包治君） これね、答弁できないというのは、おかしいと思うんですよ。取り扱い規則を誤ったとあります。口頭で注意したんやったら文句を言いませんよ。しかし、書面でもって議会なり理事者に来てるんですから、これをいかに処理し、どういう取り扱いを理事者がやったかが問題なんです。行政処分の対象になるんですよ。市の職員が規則や規定を知らずして勤まりまっか。こんなばかなこと、わしらは官庁業務をしておったけど、執行するときに規則や規定を知らずに誤ったのを監査委員に指摘されるというのは、常識では考えられない。
- 助役（坂口礼之助君） 総括的な問題でもございますので、私からお答え申し上げたいと思います。

議員さんの御指摘のとおりでございまして、事務の執行上、当然関係いたします条例、規則あるいは諸手続については十分熟知し、これらの仕事に携わるのが職員の本来の使命でございます。

たまたま、今回の定期監査によって、各細部にわたり関係部局の監査をお願い申し上げたところ、報告書にございますように、かなりいろんな点において、事務執行上の誤りあるいは間違い等の御指摘をいただいております。先日の部長会におきましても、定期監査その他によって御指摘を受けました各条項につきましては、関係しております。それぞれの部局において、直ちにその御指摘に基づきまして、事務取り扱いの改正並びに習熟について徹底してやるように、ということを強く指示いたした次第でございます。

まことに不勉強な点多々ございまして申しわけなく存じておりますが、平素からそうした事務取り扱いにつきましては、できるだけ一般職員あるいはまた財務関係の取り扱いをしております庶務関係の職員等につきましては、それぞれの機会を見て研修会等も行ってまいっておるわけでございますが、今後、さらにそうした機会を数多く持ちまして、御指摘されました誤り

のないよう十分配慮してまいりたいと存じますので、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

- 5番(田中包治君) 非常にこれは重要な問題なんですね。はっきり言えば、人事管理がなっとらんということでしょう。この規定に基づいて金が出てるんですよ。公金が出てるんですよ。公金が出てるのに、取り扱いを間違うて後から指摘されるというのは、随意契約などいろいろの問題があるとしても、随意契約する場合はどうするんだ、ということで初めて金を出す。収入役か。どっからか知らんけどね。そうなってくると、行政への不信はますます起ると思うんです。それとも、職員にはそういう能力があるのかないのかと聞きたくなる。能力のない人を、能力の必要なところへ放り込んでる。ここらもやはり考えなくてはいかん。

監査委員さんから書面で出てるんですね。口頭で注意して、これを直してやります、と言うんなら、わしらが言う筋合いではない。しかし、書面ではっきり出てるんです。これは公表されるんですよ。和泉市の職員は、職務規定なり各規定を守っておりません。また、金は知らん人が出してるんだと認定されたらどうしまんね。ここらに問題がある。

議会側だって、報告案件だからこれですぱっと、という問題ではない。具体的に一つ一つ文句を言おうとは思いませんが、各部局に全部わたってる。金を出すときは課長とか部長のハンコが要るんでしょう。それとも、一般職員でバタバタとやってるの。わしは、わからんから聞いてる。

- 助役(坂口礼之助君) いまおっしゃっておりますように、たとえば随意契約に基づいて契約支出する場合ということですが、そうした場合は、当然それぞれの専決区分がございまして、10万円までは課長級とか決済区分に基づきまして、最低、課長以上の決済が行われるということでございます。

- 5番(田中包治君) もうあまり言ってもしょうがないけど、もう少し教育というもの、勉強してもらいたいということですよ。よそへ出すと恥ずかしいから言ってる。議会で一言も言わんと、皆知らんな、と思われたくない、第三者に対してもね。恐らく監査委員は2回や3回やない、見るに見かねてこういうことを出したんだと思う。わしらも経験あるが、普通なら口頭で注意しますが、恐らく見るに見かねてこういう報告が出てると思う。各管理者は、人事管理の問題からもう少し勉強してもらいたい。やはり地方自治体は、法規法令に基づいて運営されてる。そして、条例、規則その他細則、職務権限もいろいろあると思いますが、やはり権限のある問題だけは十分知ってやっていただきたいということです。

これは報告やから反対、賛成と言っても仕方ありませんが、外部に出たら恥ずかしいので、そこらを理事者もよく考えてお願いしたいな、という気持です。これ以上言いませんが、これ

は責任問題ですよ。普通の官庁やつたら行政処分を必要とすると思うんですね。そこまで言おうとは思いませんけれども、人に笑われないような執行をやってもらいたいとだけ言って終わります。

○ 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、監査報告第18号より19号までの報告を終ります。

---

○ 議長（成田秀益君） 日程第8「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」と日程表第9「和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第32号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条中「18万5千円」を「205,000円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、昭和58年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、

改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく葬祭補償の内払いとみなす。

#### 理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和58年政令第54号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員等の遺族に対する損害補償の充実を図るため葬祭補償の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第32号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>205,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>18万5千</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

#### 議案第33号

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

## 和泉市条例第 3 号

### 和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防賞じゅつ金条例（昭和 38 年和泉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「身体障害者賞じゅつ金」を「障害者賞じゅつ金」に改め、「身体障害者」を「障害者」に改める。

第 5 条中「身体障害の等級」を「障害の等級」に改める。

第 6 条中「身体障害者賞じゅつ金」を「障害者賞じゅつ金」に改める。

別表第 2 中「身体障害者賞じゅつ金」を「障害者賞じゅつ金」に改め、同表備考中「身体障害者」を「障害」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

障害に関する用語の整備を行い、もってその概念の明確化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第 3 号参考資料

##### 和泉市消防賞じゅつ金条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（授与の条件）</p> <p>第 2 条 市長は、職員が、消防業務に従事するに当たって一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は<u>障害者</u>となり、若しくは傷害を受けた場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。</p>	<p>（授与の条件）</p> <p>第 2 条 市長は、職員が、消防業務に従事するに当たって一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は<u>身体障害者</u>となり、若しくは傷害を受けた場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。</p>
<p>（種類及び金額）</p> <p>第 3 条 （略）</p>	<p>（種類及び金額）</p> <p>第 3 条 （略）</p>

(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>障害者賞じゅつ金</u> この賞じゅつ金は、職員が <u>障害者</u> となった場合に授与するものと(中略)する。	(2) <u>身体障害者賞じゅつ金</u> この賞じゅつ金は、職員が <u>身体障害者</u> となった場合に授与するものと(中略)する。
(3) (略)	(3) (略)

新	旧
(支給の決定) 第5条 賞じゅつ金は、財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会による功労の程度、 <u>障害の等級</u> 及び傷害の程度の判定に基づき、市長がその支給を決定する。	(支給の決定) 第5条 賞じゅつ金は、財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会による功労の程度、 <u>身体障害の等級</u> 及び傷害の程度の判定に基づき、市長がその支給を決定する。
(授与の対象) 第6条 (略) 2. <u>障害者賞じゅつ金</u> 若しくは傷害者賞じゅつ金又は見舞金を受ける者がその授与を受けないで死亡したときは、その者の遺族にこれを授与する。	(授与の対象) 第6条 (略) 2. <u>身体障害者賞じゅつ金</u> 若しくは傷害者賞じゅつ金又は見舞金を受ける者がその授与を受けないで死亡したときは、その者の遺族にこれを授与する。
別表第2 <u>障害者賞じゅつ金</u> (表 略)	別表第2 <u>身体障害者賞じゅつ金</u> (表 略)

新	旧
<p>備考</p> <p>補償条例別表第2に定める障害が2以上ある場合は、14級以上に該当する障害に応ずる等級の直近上位の等級とする。ただし、8級以上に該当する障害が2以上ある場合には2級上位の等級、5級以上に該当する障害が2以上ある場合には3級上位の等級とする。</p>	<p>備考</p> <p>補償条例別表第2に定める身体障害が2以上ある場合は、14級以上に該当する身体障害に応ずる等級の直近上位の等級とする。ただし、8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には2級上位の等級、5級以上に該当する障害が2以上ある場合には3級上位の等級とする。</p>

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（松村吉堯君） お許しをいただきまして、ただいま一括御上程いただきました議案第32号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」並びに議案第33号「和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

初めに議案第32号でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が去る昭和58年3月31日、政令第54号で公布施行されましたのに伴い、本市におきましても所要の措置を講ずる必要が生じましたので、御提案申し上げるものでございます。

次に、改正の内容ですが、同条例第18条は、非常勤消防団員等が公務により、又は消防もしくは救急業務に従事した場合の葬祭補償について規定されていますが、同条中基礎額の30倍に一律に加える金額が従来、「18万5千円」となっておりましたのを、最近の経済情勢にかんがみ、2万円を加え「205,000円」に引き上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日より適用いたしましたく規定させていただきます。

続きまして、議案第33号につきましては、去る昭和58年3月31日、大阪府共済基金施行細則の一部が改正され、公布施行されたのに伴い、本市におきましても所要の改正を行うため、御提案申し上げるものでございます。

改正しようとする内容は、同条例第2条、第3条第1項第2号及び第5条、第6条並びに別表第2の「身体障害」または「身体障害者」となっておりますのを「障害」または「障害者」に改め、障害に関する用語の整理並びに概念の明確化を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行いたしたく規定させていただきました。

以上、簡単でございますが、議案第32号並びに33号の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、参考資料として45ページ並びに47ページに新旧対照表を掲げてございますので御参考賜り、慎重御審議賜りまして、原案どおり可決御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号及び第33号を原案どおり可決いたしました。

---

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第10「土地改良事業の施行について」（ため池整備事業オウソ地改修工事）と日程第11「土地改良事業の施行について」（農道整備事業湯の谷農道舗装工事）を一括議題といたします。

議題を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第34号

##### 土地改良事業の施行について

ため池整備事業オウソ池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

1 工事名 オウソ池改修工事

2 施行場所 和泉市万町1041番地

3 事業の概要 堤体延長 235.0m

取水工 3箇所

余水吐工 1箇所

4 事業費 85,000,000円

5 実施年度 昭和58年度から昭和62年度まで

6 施行方法 請負

#### 議案第34号及び第35号参考資料

##### 土地改良法（昭和24年法律第195号）抜粋

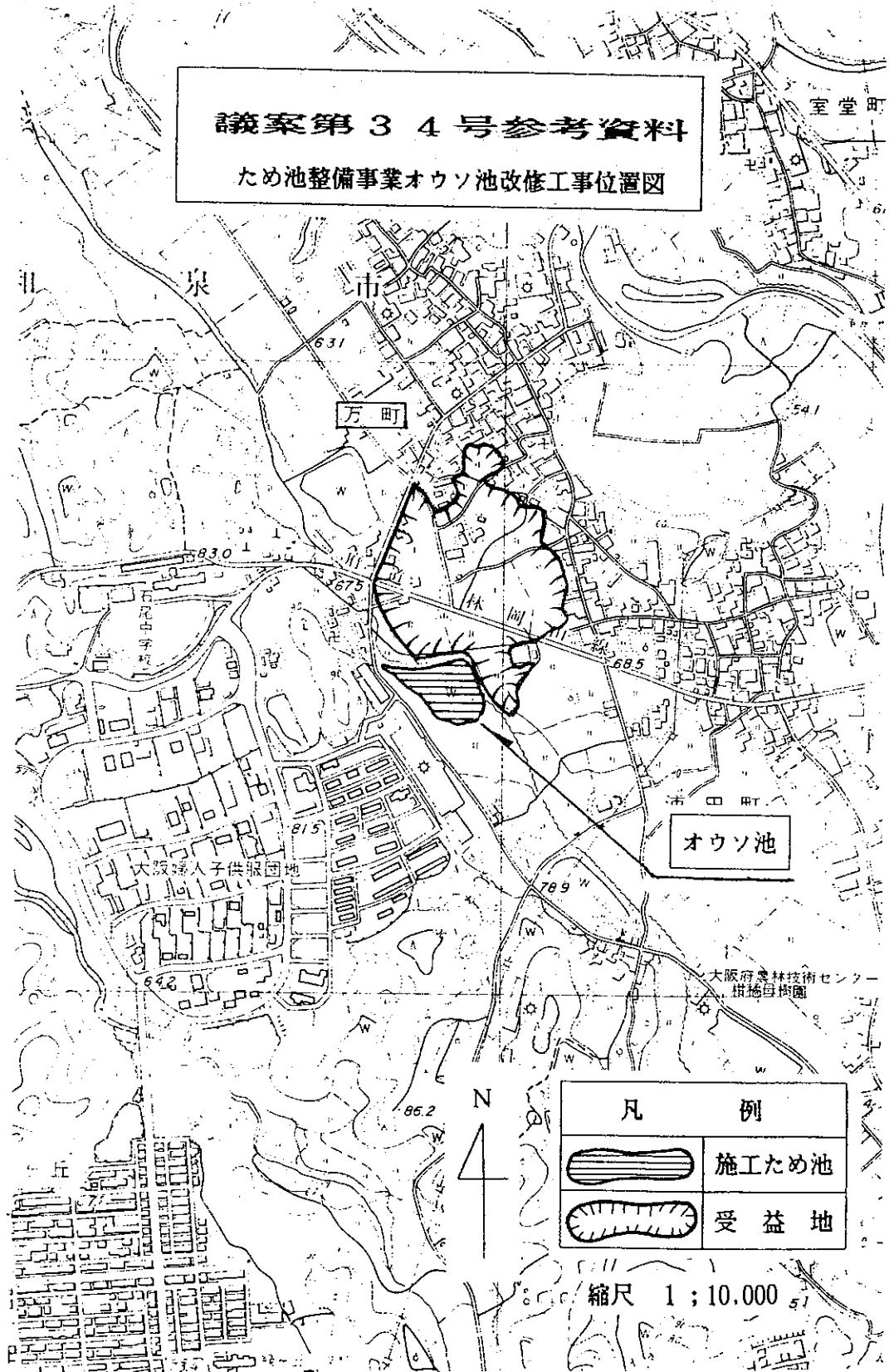
###### （土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 市町村は、土地改良事業を行なおうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあっては全体構成）を定め（中略）なければならない。

議案第34号参考資料

ため池整備事業オウソ池改修工事位置図



議案第35号

土地改良事業の施行について

農道整備事業湯の谷農道舗装工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

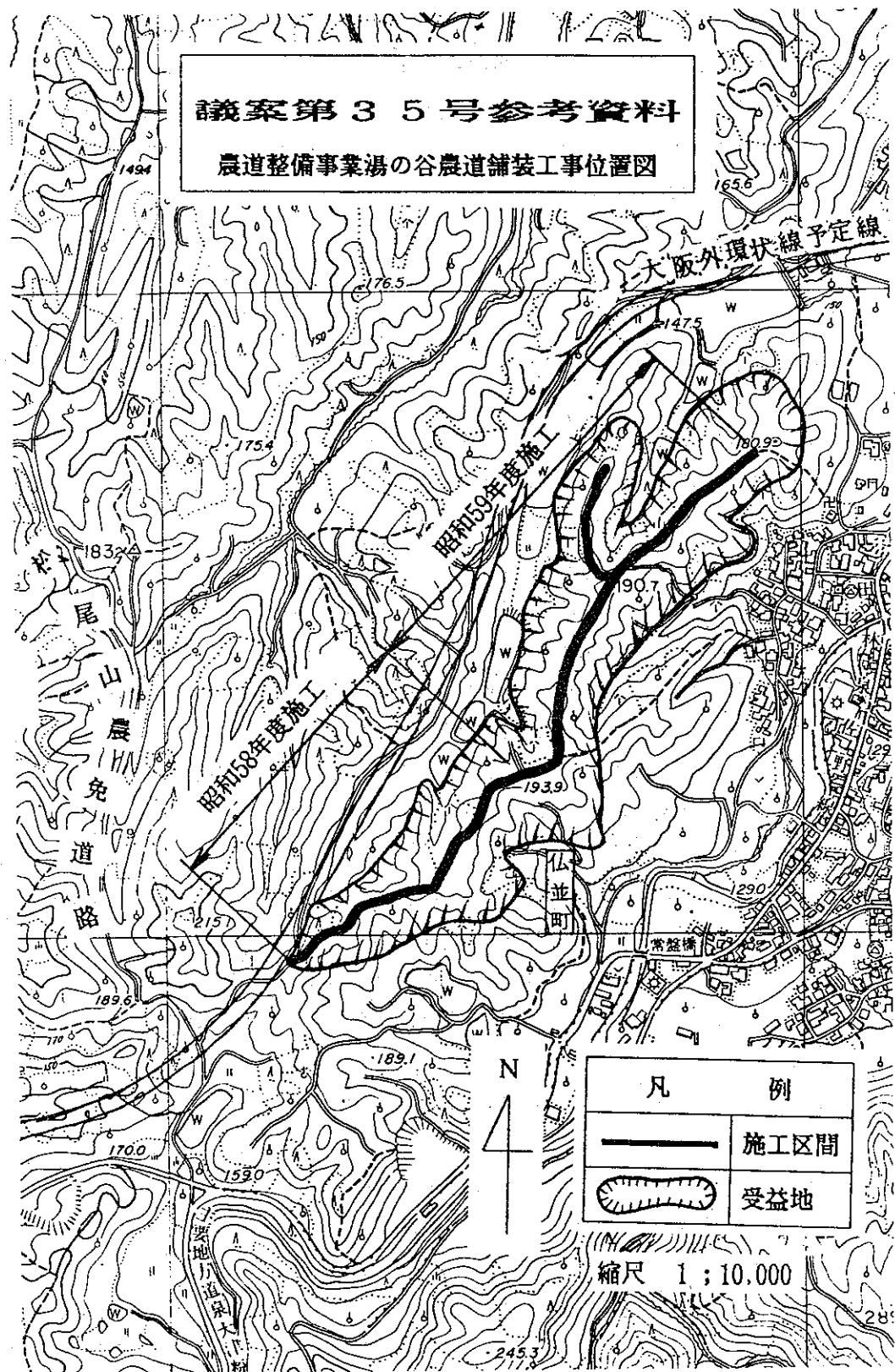
昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1 工事名   | 湯の谷農道舗装工事                 |
| 2 施行場所  | 和泉市仏並町                    |
| 3 事業の概要 | 舗装延長 1,160.0m<br>幅 員 3.0m |
| 4 事業費   | 20,000,000円               |
| 5 実施年度  | 昭和58年度から昭和59年度まで          |
| 6 施行方法  | 請負                        |

議案第35号参考資料

農道整備事業湯の谷農道舗装工事位置図



- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） それではお許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第34号及び議案第35号「土地改良事業の施行について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第34号（51ページ）について御説明申し上げます。本件は、和泉市万町1.041番地にございます農業用ため池オウソ池で、堤体延長235メートル貯水量18,000トン、受益面積7.3ヘクタールを有しておりますのでございまして、堤体、取水施設、余水吐工とともに相当老朽化し、貯水困難に至っておりますので、国費の補助事業として改修しようとするものでございます。

次に、事業内容につきましては、昭和58年度から同62年度の5カ年計画でございまして、事業費8,500万円の予定をもって堤体延長235メートル及び取水施設3カ所、余水吐工1カ所の改良工事を予定しているものでございます。

次に、議案第35号について御説明申し上げます。54ページでございます。

本件は、和泉市仏並町486番地の一先から386番地に通ずる幅員3メートル、延長1,160メートルの湯の谷農道で、受益面積1.5ヘクタールすべて果樹園で、地域の重要な農道でございます。近年、車の利用増加に伴って農道の維持管理に支障を来しており、今回、国費の補助事業として舗装しようとするものでございます。

次に、事業内容につきましては、昭和58年度及び同59年度の2カ年計画で、事業費2,000万円の予定をもって幅員3メートル、延長1,160メートルをアスファルト舗装改良工事を行うものでございます。

なお、これらの事業施行に当たっては、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を必要とするもので御提案申し上げる次第でございます。

以上、簡単でございますが、議案第34号、第35号「土地改良事業施行について」の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案34号、35号を原案どおり可決いたしました。

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第12「専決処分の承認を求めるについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第 8 号

##### 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第 2 号

##### 和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を次のとおり専決処分する。

昭和58年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第7号

##### 和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表を次のように改める。

法 人 等 の 区 分	税 率
(1) 資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法（昭和14年法律第41号）に規定する相互会社にあっては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第45条の2に定めるところにより算定し	

<p>た純資産額)をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみ課されているものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第5号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの</p>	年額 1,500,000 円
(2) 資本等の金額が10億円を超える50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,000,000 円
(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超える10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 270,000 円
(4) 資本等の金額が1億円を超える10億円以下である法人で従業者の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超える1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 100,000 円
(5) 資本等の金額が1,000万円を超える1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 80,000 円
(6) 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 27,000 円

第37条の2第2項中「、道路交通法」を「及び道路交通法」に改め、「及び当該者が使用する軽自動車等」を削り、同条第3項中「を呈示する」を「の呈示(市長が、当該軽自動車等の呈示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をする」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

( 軽自動車税の税率の特例 )

第12条の2 昭和58年度分及び昭和59年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する第32条の規定の適用については、同条第1号ア中「700円」とあるのは「650円」と、同号イ中「1,100円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「1,450円」とあるのは「1,300円」と、同条第2号ア中「2,200円」とあるのは「2,000円」と、同号イ中「2,850円」とあるのは「2,600円」と、同号ウ中「6,500円」とあるのは「5,900円」と、「3,650円」とあるのは「3,300円」と、同号エ中「1,450円」とあるのは「1,300円」と、「4,300円」とあるのは「3,900円」と、同条第3号中「3,650円」とあるのは「3,300円」とする。

附則第14条(見出しを含む。)中「昭和57年度分」を「昭和58年度分」に改める。

附 則

( 施行期日 )

第1条 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

( 市民税に関する経過措置 )

第2条 改正前の和泉市税条例(以下「旧条例」という。)第14条の規定は、昭和57年度分の個人の市民税については、なおその効力を有する。

2 改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)第12条第2項の規定は、昭和58年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第321条の8第5項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第321条の8第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税として納付した又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。

( 軽自動車税に関する経過措置 )

第3条 新条例第37条の2第2項及び第3項の規定は、昭和58年度以後の年度分の軽自動

車税について適用し、昭和57年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第12条の2に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和57年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第 8 号参考資料

和泉市税条例の一部改正の新旧対照表

新	旧
(均等割の税率)	(均等割の税率)
第12条 (略) 2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する。)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	第12条 (略) 2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する。)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。
法人等の区分	税率
(1) 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社にあっては、地方税法施行令(昭和25年政令第	(1) 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社にあっては、地方税法施行令(昭和25年政令第

新	旧
<p>245号。以下「施行令」という。)第45条の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から<u>第5号までにおいて同じ。)</u>が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されているものを除く。次号から<u>第5号までにおいて同じ。)</u>で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から<u>第5号までにおいて「従業者数の合計数」という。)</u></p>	<p>245号。以下「施行令」という。)第45条の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から<u>第4号までにおいて同じ。)</u>が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されているものを除く。次号から<u>第4号までにおいて同じ。)</u>で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から<u>第4号までにおいて「従業者数の合計数」という。)</u></p>

新	旧
<p>が<u>50人</u>を超えるもの</p> <p>(2) 資本等の金額が<u>10億円</u>を超え<u>50億円</u>以下である法人で従業者数の合計数が<u>50人</u>を超えるもの</p>	<p>が<u>100人</u>を超えるもの</p> <p>(2) 資本等の金額が<u>10億円</u>を超え<u>50億円</u>以下である法人で従業者数の合計数が<u>100人</u>を超えるもの</p>
<p>(3) 資本等の金額が<u>10億円</u>を超える法人で従業者数の合計数が<u>50人</u>以下であるもの及び資本等の金額が<u>1億円</u>を超え<u>10億円</u>以下ある法人で従業者数の合計数が<u>50人</u>を超えるもの</p>	<p>(3) 資本等の金額が<u>10億円</u>を超える法人で従業者数の合計数が<u>100人</u>以下であるもの及び資本等の金額が<u>1億円</u>を超え<u>10億円</u>以下ある法人で従業者数の合計数が<u>100人</u>を超えるもの</p>
<p>(4) 資本等の金額が<u>1億円</u>を超え<u>10億円</u>以下である法人で従業者数の合計数が<u>50人</u>以下であるもの及び資本等の金額が<u>1,000万円</u>を超え<u>1億円</u>以下ある法人で従業者数の合計数が<u>50人</u>を超えるもの</p>	<p>(4) 資本等の金額が<u>1億円</u>を超え<u>10億円</u>以下である法人で従業者数の合計数が<u>100人</u>以下であるもの及び資本等の金額が<u>1,000万円</u>を超え<u>1億円</u>以下ある法人</p>

新	旧
<p>(5) 資本等の金額が、  <u>1,000万円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの</u></p> <p>年額  <u>80,000円</u></p>	
<p>(6) 前各号に掲げる法人以外の法人等</p> <p>年額  <u>27,000円</u></p>	<p>(5) 前各号に掲げる法人以外の法人等</p> <p>年額  <u>13,000円</u></p>
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>

新	旧
<p>第37条の2 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市町に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身</p>	<p>第37条の2 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身</p>

新	旧
<p>体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下項において「身体障害者手帳」という。)又は厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下第4号において療育手帳」という。)及び<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)</u>第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を呈示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の减免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の呈示(市長が、当該軽自動車等の呈示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第34条第3項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)又は厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下第4号において療育手帳」という。)、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)</u>第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)及び当該者が使用する軽自動車等を呈示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の减免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等を呈示するとともに、第34条第3項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>( 軽自動車税の税率の特例 )</p> <p>第12条の2 昭和58年度分及び昭和59年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する第32条の規定の適用については、同条第1号ア中「700円」とあるのは「650円」と、同号イ中「1,100円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「1,450円」とあるのは「1,300円」と、同条第2号ア中「2,200円」とあるのは「2,000円」と、同号イ中「2,850円」とあるのは「2,600円」と、同号ウ中「6,500円」とあるのは「5,900円」と、「3,650円」とあるのは「3,300円」と、同号エ中「1,450円」とあるのは「1,300円」と、「4,300円」とあるのは「3,900円」と、同条第3号中「3,650円」とあるのは「3,300円」とする。</p> <p>( 昭和58年度分の個人の市民税の特例 )</p> <p>第14条 昭和58年度分の個人の市民税に限り、所得割を課すべき者のうち、その中の前年の所得について第13条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額が、27万円にそ</p>	<p>附 則</p> <p>( 軽自動車税の税率の特例 )</p> <p>第12条の2 昭和58年度から昭和57年度までの各年度分の軽自動車税に限り電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対して課する税率は、第32条の規定にかかわらず和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市条例第18号)による改正前の和泉市税条例第32条の規定を適用する。</p> <p>( 昭和57年度分の個人の市民税の特例 )</p> <p>第14条 昭和57年度分の個人の市民税に限り、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第13条の規定により算定した総所得額、退職所得金額及び山林所得金額が、27万円にそ</p>

新	旧
<p>の者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に9万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず所得割を課さない。</p> <p>2 昭和58年度分の個人の市民税に限り法附則第3条の3第4項に規定するところにより控除すべき額を、第14条及び第14条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>の者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に9万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず所得割を課さない。</p> <p>2 昭和57年度分の個人の市民税に限り法附則第3条の3第4項に規定するところにより控除すべき額を、第14条及び第14条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

- 議長（成田秀益君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） わかまつて、ただいま御上程をいただきました報告第8号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

このたび、昭和58年度の地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日公布され、4月10日より施行されることとなりました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、昭和58年度の市税の賦課から適用する必要が生じることとなりました。このため、市税条例の一部改正につきましては、議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決をさせていただきました次第でございます。

なお、地方税法等の一部を改正する法律の要旨といたしましては、「最近における地方税負担の現状と地方財政の実情にかんがみ、市民税所得割について低所得者層に係る非課税措置を引き続き講ずることとするほか、同居特別障害者扶養控除の創設等、市民負担の軽減合理化を図るとともに、法人市民税均等割の税率の調整等、地方税負担の公平、適正化を図るための措置を講ずること」等を骨子としたものでございます。それでは、市税条例の一部を改正する條

例の改正の概要でございますが、議案書本冊の9頁でございます。

「第12条第2項の表を次のように改める」につきましては、法人市民税の均等割の税率の適用区分につきまして、資本金等の区分は現行のとおりでございますが、従業者数の区分を改めまして、新たに適用するものでございます。

なお、本市におきましては、法人市民税について、従前より制限税率を適用させていただいでおるところでございますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第37条の2でございますが、身体障害者等に係る軽自動車税の減免申請手続について、現状に即した法改正に伴います字句の改正でございます。

次に、附則第12条の2でございますが、省エネルギー対策の一環といたしまして、電気を動源とする、いわゆる電気自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を排気量及び車種別に応じ、それぞれ昭和59年度まで延長するものでございます。

続きまして、附則第14条でございますが、低所得者層の税負担に配慮するため、引き続き昭和58年度の市民税所得割についても所得の金額が、27万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、9万円を加えた金額以下である場合は所得割を課さないものとするとともに、これに伴う所要の調整措置を講ずることとしたものでございます。

次に、11頁下段の附則第1条は この条例の施行期日を昭和58年4月1日から施行することとし、第2条では、改正後の個人の市民税に関する部分は、昭和58年度の個人の市民税から適用し、昭和57年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例によると致しております。

次に、第2項及び第3項でございますが、事業年度が4月1日以降に終了する法人の市民税から適用し、3月31日以前に事業年度が終了する法人あるいは法人の中間申告等についての提出期限が3月31日以前である場合は、なお、従前の例によるといたしております。

次に、第3条各項は、軽自動車税についての新条例の規定は、昭和58年度から適用し、昭和57年度分までの軽自動車税については、なお、従前の例によることといたしております。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに改正条例の概要についての説明でございます。

なお、条例の改正部分につきましては、13頁から20頁までの新旧対照表を御参照いただき、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申しあげます。

- 議長（成田秀益君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。
- 16番（赤阪和見君） 身体障害者の自動車税減免についてちょっとお伺いいたします。

この件につきまして、大阪府の普通車の自動車税減免は、取得税減免と期間が月割り計算でされますので、そういう点で、1回目は登録時に減免申請を出し、次に、その翌年度の初めての府税の納める時期に申請を出す。そのことによって翌年から申請をしなくてよろしい、というふうに今年から変わっております。

それで、ここで問題になるのは、身体障害者を有する者が、自動車を買ったことによって、市からその本人の持ち主に、そういう申請を出しなさい、ということはいかない。しかし、普通車はいくわけです。それで納期前7日までに、ということが書かれておりますけれども、その点の知らなくて受けられない人がたくさんおるわけです。その点の規則なり他のものでフォローをしてくれるのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 市民税課長（明坂文嘉君） 府税事務所の自動車税の取り扱いにつきましてはよく承知してございまして、当面、私どもといたしましては、南港の軽自動車税協議会に対して何らかの措置がないものか、組織的に一度当たってみるとことと、納期前7日までの件につきましては、運用の幅を広げて取り扱いをしていきたい。さらに、周知に努めていきたいと存じておりますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第8号を承認することに決しました。

---

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第13「専決処分の承認を求ることについて」（昭和57年度和泉市一般会計補正予算（第5号））及び日程第14「専決処分の承認を求ることについて」（昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を一括議題いたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 9 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第 3 号

昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和57年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,682,796千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和58年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

## 第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入  
(単位:千円)

款		項	補正額	前額	補正額	計
10. 府支出金			1,887,297		△2,900	1,884,397
2. 府補助金		1,589,348		△2,900		1,586,448
11. 財産収入		1,145,509		1,022		1,155,731
1. 財産運用収入		1,16,107		218		1,16,325
2. 財産売扱収入		1,029,402		1,004		1,039,406
12. 諸附金		334,250		220		334,470
1. 寄附金		334,250		220		334,470
14. 諸収入		3,272,812		△104,475		3,168,337
5. 雑入		2,497,398		△104,475		2,392,923
15. 市債		4,484,790		107,375		4,592,165
1. 市債		4,484,790		107,375		4,592,165
歳入合計		31,672,354		1,0442		31,682,796

2. 賽 出

( 単位 : 千円 )

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1.2. 諸 支 出 金		1,285,969	1,0442	1,296,411
4. 基 金 費		967,011	1,0442	977,453
歳 出 合	計	3,167,2354	1,0442	3,168,2796

第2表 地方債補正

起債の目的	正 前			補 正			後			
	限 度 領 額 千円	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法	限 度 領 額 千円	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法
老人福祉施設整備事業	7,100	普通貸借 又は 証券発行	年 9.0% 以 内	政 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	9,100	普通貸借 又は 証券発行	年 9.0% 以 内	政 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
道路橋梁事業	13,900	同 上	同 上	同 上	同 上	61,700	同 上	同 上	同 上	同 上
環境改善道路整備事業	23,400	同 上	同 上	同 上	同 上	25,268	同 上	同 上	同 上	同 上
改良住宅建設事業	1,188,800	同 上	同 上	同 上	同 上	1,194,997	同 上	同 上	同 上	同 上
幼稚園施設整備事業	106,300	同 上	同 上	同 上	同 上	111,000	同 上	同 上	同 上	同 上
解放総合センター整備事業	700	同 上	同 上	同 上	同 上	810	同 上	同 上	同 上	同 上
河川整備事業						14,500	同 上	同 上	同 上	同 上

水路整備事業				14,000	同上	同上	同上
交通安全施設 整備事業				7,000	同上	同上	同上
農林施設 整備事業				9,200	同上	同上	同上
計	4,484,790				4,592,165		

1. 収入

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額 万円	補 正 領 万円	計 万円	金額		説 明
				区 分	金額 万円	
(10) 府支出金	1,887,297	△ 2,900	1,884,397			
(2) 府補助金	1,589,348	△ 2,900	1,586,448			
6. 土木費府補助金	393,032	△ 2,900	390,132	4. 改良住宅補助金 建設費補助金	△ 2,900	改良住宅建設事業補助金更正減
(11) 財産収入	1,145,509	10,222	1,155,731			
(1) 財産運用収入	116,107	218	116,325			
3. 利子配当金収入	108,983	218	109,201	1. 利子配当金	218	美術館運営準備基金運用収入追加
(2) 財産売払収入	1,029,402	10,004	1,039,406			
2. 不動産売払収入	1,029,352	10,004	1,039,356	1. 土地 建物 売 払 入	10,004	美術館運営準備基金用地売払取人追加
(2) 寄附金	334,250	220	334,470			
(1) 寄附金	334,250	220	334,470			
2. 教育費寄附金	54,250	220	54,470	1. 教育費寄附金	220	美術館運営寄附金

(14) 諸 収 入	3,272,812	△ 104,475	3,168,337		
(5) 雜 入	2,497,398	△ 104,475	2,392,923		
1. 雜 入	2,497,398	△ 104,475	2,392,923	4. 雜 入	△ 104,475 雜入更正減
(15) 市 債	4,484,790	1,07,375	4,592,165		
(1) 市 債	4,484,790	1,07,375	4,592,165		
1. 民 生 債	12,921	2,000	14,921	1. 老人福祉施設債 1. 整備事業債	2,000 老人集会所整備事業債追加
3. 土 木 債	1,307,700	84,365	1,392,065	1. 道路橋梁債	47,800 琴ノ坂橋改築事業債更正減 △ 5,600
					伯太山莊線整備事業債更正減 △ 200
					臨時地方整備事業債 53,600
				2. 環境改善道路整備事業債	1,868 地區內道路整備事業債追加 3,74
					信太16号線(地區內3号線) 整備事業債追加 4,697
					細街路整備事業債更正減 △ 3,00
					換地造成事業債追加 97

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	両	両	両	4. 改 建 設 事 業 債	6,197	改良住宅建設事業後追加 2,900 既設改良住宅公共下水管接続整備事業債更正減 △600 既設改良住宅電波障害事業債 3,897
5. 河 川 整 備 事 業 債			14,500	東松尾川河川整備事業債 11,400 長谷川河川整備事業債 3,100		
6. 水 路 整 備 事 業 債			14,000	水路整備事業債		
5. 教 育 債	3,065,169	4,700	3,069,869	3. 幼 稚 園 債	4,700	横山幼稚園新設事業債追加
7. 給 務 債	700	7,110	7,810	1. 解放総合センター整備事業債	110	解放総合センター整備事業債追加
				2. 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 債	7,000	觀音寺寺田線歩道設置事業債
8. 農 林 債		9,200	9,200	1. 農 業 施 設 整 備 事 業 債	8,500	農整備事業債 3,800 留地整備事業債 4,200 水路整備事業債 500
				2. 林 整 備 事 業 債	700	林道整備事業債
歳 入 合 計	31,672,854	10,442	31,682,796			

## 2. 崑 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
(1) 諸 支 出 金	1,285,969	10,442	1,296,411			10,442		
(4) 基 金 費	967,011	10,442	977,453			10,442		
1. 基 金 費	967,011	10,442	977,453			10,442		
[2] 美 術 館 運 営 基 金 費	405,299	10,442	415,741			10,442		25. 積 立 金 美術館運営準備 基金積立金追加
歳 出 合 計	31,672,354	10,442	31,682,796	△ 2,900	107,375	10,442	△104,475	

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分 分 別	前々年度 未現在高	借入額	事業費繰 越しによる 延伸分	計	当該年度末現在高見込額			当該年度中起債見込額 補正前の額	当該年度中 元金償還額 見込額	当該年度 末現在高 額
					補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	23,857,671	24,715,378	13,500	24,728,878	4,407,690	107,375	4,515,065	1,169,615	28,074,328	
(1) 総務	1,301,750	1,234,210		1,234,210	700	7,110	7,810	73,851	1,168,169	
(2) 民生	1,559,553	1,532,295		1,532,295	12,921	2,000	14,921	88,147	1,459,069	
(4) 農林水産	114,213	106,828		106,828		9,200	9,200	8,420	107,608	
(6) 土木	2,673,791	2,742,880		2,742,880	118,900	78,168	197,068	143,411	2,796,537	
(7) 公営住宅	5,237,158	5,953,367	13,500	5,966,867	1,188,800	6,197	1,194,997	155,760	7,006,104	
(9) 教育	11,722,965	11,774,764		11,774,764	3,065,169	4,700	3,069,869	551,665	14,292,968	
一般会計合計	24,641,572	25,649,076	13,500	25,662,576	4,484,790	107,375	4,592,165	1,224,241	29,030,500	

報告第 10 号

専決処分の承認を求ることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第 4 号

昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

昭和57年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,094円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

昭和58年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2 5,832	9,543	3 5,375
1. 負担金		2 5,832	9,543	3 5,375
2. 使用料及び手数料		1 9,111	6,851	2 5,962
1. 使用料		1 9,111	6,851	2 5,962
6. 市債		2 2,000	7 0 0	2 2,700
1. 市債		2 2,000	7 0 0	2 2,700
歳入合計		6 4 2,363	1 7,094	6 5 9,457

## 2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		5 4 0,007	1 7,094	5 5 7,101
1. 下水道総務費		4 3 1,775	1 7,094	4 4 8,869
歳出合計		6 4 2,363	1 7,094	6 5 9,457

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正			前			補 正			後		
	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法	限 度	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法	限 度	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公共下水道整備事業	222,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 政 銀 行 その 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	222,700 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 政 銀 行 その 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	222,700 千円	普通貸借 又は 証券発行

公共下水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 嶓 入

科 目	補正前の額 千円	補 正 領 千円	計 千円	簡 区 分		金 額 千円	説 明
				区	分		
① 分 及 び 負 担 金	25,832	9,543	35,375				
(1) 負 担 金	25,832	9,543	35,375				
1. 負 担 金	25,832	9,543	35,375	1.	下水道負担金	9,543	下水道維持管理公団負担金追加
② 使 用 料 及 び 手 数 料							
(1) 使 用 料	19,111	6,851	25,962				
1. 下水道使用料	19,111	6,851	25,962	1.	下水道使用料	6,851	下水道使用料追加
③ 市 債							
(1) 市 債	222,000	700	222,700				
1. 市 債	222,000	700	222,700	1.	下水道整備債	700	和気第1幹線整備事業債追加
歳 入 合 計	642,363	17,094	659,457				

## 2. 崑出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				説 明
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
① 下水事業	540,007	17,094	557,101		700	16,394		
(1) 下水道費	431,775	17,094	448,869			16,394	700	
1. 総務	431,775	17,094	448,869			16,394	700	
[2] 下水道費	415,450	17,094	432,544			16,394	700	13. 委託料 17,094 下水道処理業務 委託料追加
総出合計	642,368	17,094	659,457		700	16,394		

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	前 年 度 未 現 在 高 見 込 額			當 年 度 中 増 減 見 込 額			當該年度 高額 未現 見込	
	前々年 度 未 現 在 高	借入 金額	事業費 繰る よ 伸 延 分	計	當該年度 中起債 見込額	補正前の額	補正後の額	
1. 下水道整備債	1,263,483	1,357,684		1,357,684	222,000	700	222,700	4,336 1,576,048

○ 議長（成田秀益君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君）

ただいま御上程いただきました報告第9号、専決第3号「昭和57年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」について、専決の理由、並びに内容の御説明を申し上げます。

美術館基金用地の売払い確定等に伴う、積立金の追加と、地方債の確定に伴う歳入予算補正でございまして、去る3月31日に専決させていただきました。事情御賢察の上よろしく御了承賜りたいと存じます。

内容について御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を316億8千279万6,000円とするものです。

補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございまして、各種地方債の限度額追加及び変更は第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細でございますが、歳出予算につきましては、諸支出金として、美術館運営準備基金への積立金として1,044万2,000円追加計上いたしました。

これらの財源として、財産収入1,022万2,000円、寄附金22万円計上いたしてございます。

次に、地方債の確定に伴う追加1億737万5,000円、これに伴い、府支出金290万円、雑入1億447万5,000円をそれぞれ更正減額いたしたものでございます。

以上が、今回、専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。

続きまして、報告第10号、専決第4号「昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に至り、下水道処理業務委託料の追加の必要が生じまして、去る3月31日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算に1,709万4,000円と定めたものでございまして、款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、限度額の変更は、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、下水道処理業務委託料1,709万4,000円追加計上いたしたものでございます。

これに充当すべき財源につきましては、住宅・都市整備公団負担金、下水道使用料等を追加計上いたした次第でございます。

以上が、今回専決処分させていただきました一般会計、及び特別会計補正予算の内容でござります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。報告第9号、第10号は承認することに決しました。

---

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第15「昭和57年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 11 号

昭和57年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和57年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 57 年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額(限度額)	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	未収入特定財源	
⑧ 土木費	河川(3)水路費	鳥池路修繕事業	円 71,000,000	円 44,750,000					円 35,800,000
	(5)住宅費	改良住宅建設事業	円 825,000,000	円 757,880,000	円 492,010,000	円 265,800,000	円 265,800,000		円 70,000
災害復旧費	(2)農林施設復旧費	農業施設復旧事業	円 8,126,000	円 8,126,000	円 1,532,800	円 4,570,400	円 4,570,400		円 2,022,800
	合計		円 904,126,000	円 810,756,000	円 1,532,800	円 4,570,400	円 265,800,000	円 35,800,000	円 11,042,800

○ 議長（成田秀益君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君）

ただいま御上程いただきました報告第11号「昭和57年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、すでに議会で御議決いただきました鳥池排水路改修事業等3件、8億1,075万6,000円を翌年度に繰り越させていただくものでございます。

未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上が、報告第11号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号を終わります。

---

○ 議長（成田秀益君） 日程第16「和泉市土地開発公社昭和57事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 報告第 3 号

和泉市土地開発公社昭和57事業年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和57事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

### 報告第3号から第7号までの参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

### 第243条の3（略）

2 普通地方公共団体の長は、第21条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定める(1) (2)  
るその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

注(1) 「第 221 条第 3 項の法人」とは、次に掲げるものである。

- ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの 2 分の 1 以上を出資する民法第 34 条の法人、株式会社及び有限会社
- イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるもの 2 分の 1 に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第 34 条の法人、株式会社及び有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 173 条の規定によるもので、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類である。

○ 議長（成田秀益君） 報告の説明を願います。

○ 用地担当理事（内田繁君） ただいま御上程をいただきました報告第 3 号「和泉市土地開発公社昭和 57 事業年度決算書類の提出について」御説明申し上げます。

一向に好転しないわが国の経済情勢は、金融緩和や行政改革など景気回復を図ろうとするが、依然として、好転のきざしは見られませんでした。このような経済情勢の中で、行政の計画に基づく公社運営を進めてまいりました。本事業年度において、皆様方の絶大なる御協力、御支援をいただき、おかげをもちまして、経常収支面で単年度若干の収益を得ることができました。しかしながら、当面する公社の経営実態はなお厳しいものがありますので、さらに財務内容の改善に有効適切な対策を講ずるとともに、公社保有物件の早期処分と投下資金の回収による蓄積金利の緩和等に鋭意努めてまいる所存でございます。今後とも引き続き公社経営の健全性回復に一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、事業概要について御説明申し上げます。1 ページでございます。まず、受託事業でございますが、公共事業用地の先行取得として、和泉市の委託を受け合計 4 万 267・81 平米を 18 億 6,826 万 2,267 円で買収いたしました。その内訳は、9 ページの先行取得調書に記載のとおりでございますが、一般公共事業用地として、北松尾小学校運動場拡張用地、南池田中学校用地など 2 万 9,851・67 平米を 7 億 4,963 万 6,763 円で取得いたしました。環境改善整備事業では、改良住宅用地・地区内道路用地等土地 1 万 4,161・14 平米に建物、補償を合わせ 11 億 1,862 万 5,504 円で取得しております。

次に、売渡事業でございますが、和泉市の公共事業用地を初め換地対策事業用地、一般処分用地で合計 5 万 5,003・03 平米を 44 億 5,51 万 7,753 円で売却いたしました。その明細は 10 ページから 12 ページにかけての売渡調書に記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。一般公共事業では、小田池公園用地並びに南池田中学校用地、和泉中学校運動場用地、

伯太、横山幼稚園用地で、3万7,594・32平米を19億5,834万8,094円で、環境改善事業では、改良事業用地を初め地区内道路用地等で、建物、補償を合わせ、土地1万8,732・56平米を20億9,291万6,544円で和泉市へ譲渡いたしました。また、換地対策事業用地では、土地1,734・52平米を1億3,264万1,103円で対象者に譲渡いたしました。

なお、一般処分用地といたしましては、土地1,941・63平米を2億1,837万3,088円で売却処分いたしました。

以上、譲渡いたしました事業用地総合計は、土地が194筆、5万5,003・03平米、建物103件、1万570・63平米、補償69件、合計金額44億551万7,753円でございます。

続いて、土地保有状況でございますが、2ページでございます。昭和58年3月末の公社保有地は、総面積14万5,786・16平米、帳簿価額にして76億6,632万5,216円となってございます。平均いたしますと、1平米当たり5万2,586円となっております。事業別保有内容につきましては、38ページに財産調書の総括、39ページ以降に事業別明細を記載しておりますので、御参考賜りたいと思います。

次に、借入金の状況でございますが、当事業年度における事業執行するに必要な事業資金の借り入れは、住友、泉州両銀行を初め府同対施設建設用地先行取得資金等の貸付金融機関から46億5,700万円を借り入れました。土地等の売却収入等によりまして、39億8,000万円を償還いたしました。したがって、本年度末の借入残高は、109億1,854万7,905円と相なっているわけでございます。金融機関別の借入状況は、46ページに借入金明細を記載いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、損益の状況でございますが、当年度における土地等の売り渡しによる付帯事務費等経常経費に充当できます経常的利息額は2億8,433万9,041円で、これに対する経常経費の支出は、職員給与費等事務管理費及び財産管理費の経費で1億5,499万9,904円でありますので、差し引き経常利益1億2,933万9,137円となりました。これに一般処分地の特別損失額7,545万2,602円を差し引きいたしますと、当年度の純利益額は、5,388万6,535円と相なります。前年度よりの繰越欠損金と差し引きいたしまして、翌年度への繰越欠損金は、8億5,310万6,038円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの事業執行によります収入、支出決算の内容を御説明申し上げます。13ページでございます。まず、収入の部で第1款、事業収入は、先に御説明申し上げましたように、和泉市等への譲渡いたしました土地、建物等の売却収入で、44億551万7,753円を収入いたしました。

第2款・借入金は、用地等の取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友、泉州両銀行、その他貸付金融機関と和泉市並びに繰越明許費の財源に充てるための借入金を合わせまして、46億5,700万円を借り入れました。

次に、第3款・事業外収入は、2,541万6,452円で、歳計現金預金利子150万5,661円、過年度収入等の雑収入の2,391万7,91円でございます。

第4款・繰越金は、前年度からの繰越金4億5,649万1,672円となっております。  
以上、収入合計が95億4,442万5,877円と相なるものでございます。

次に、支出の部でございますが14ページでございます。第1款・事業費は、土地等の先行取得に要する経費及び処分するため必要な造成費等でございまして、総額24億6,220万4,727円を支出いたしました。その主な内容は、先に御説明申し上げましたように、先行取得用地等の買収費及び土地、建物の鑑定委託料並びに土地造成費では、造成工事設計委託料、造成工事費であります。

なお、繰越明許費で南池田中学校用地造成工事費が含まれております。  
次に、第2款・管理費は、総額1億3,087万6,359円を支出いたしました。その内訳は、財産管理費では、測量委託料と所有地の除草委託及び財産管理上のフェンス設置工事並びに財産管理用原材料等で225万4,697円を支出いたしました。また、事務管理費1億2,862万1,662円の主な内訳は、職員給与費、共済費等の人件費並びに事務局の運営に必要な経費で支出いたしました。

次に、第3款・借入金償還金として、46億6,826万4,547円を支出いたしました。元金償還金、支払利息並びに公社債元利支払手数料でございます。

第4款・予備費は、支出はございません。

第5款・繰越金は、出納閉鎖期以後の未収金、未払金等を整理いたしました結果、22億8,308万244円を翌年度へ繰り越しいたしたものでございます。

以上、合計95億4,442万5,877円と相なってございます。

なお、収入支出決算の事項別明細は28ページから38ページにわたって明細に記載しております。また、15ページに貸借対照表、16ページに損益計算書、18ページ以降に財産目録等を掲載いたしておりますので、御参考賜りたいと存じます。

以上簡単でございますが、報告第3号「和泉市土地開発公社昭和57事業年度決算書類の提出について」の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。



- 議長（成田秀益君） 次に、日程第17「財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度決算書類の提出について」と日程第18「財団法人和泉市商工業振興会昭和58事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和57事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会昭和58事業年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和58事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和58年7月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（成田秀益君） それでは、事業報告の説明を願います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度決算書類の提出について」並びに報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会昭和5.8事業年度事業計画書類の提出について」の報告の内容を御説明申し上げます。

まず、報告第4号の概要から御説明申し上げます。別冊関係書類1ページでございます。理事会並びに役員の異動についてで、理事会は2回開催され、5件の事項について御審議を煩わし可決御決定をいただき、役員の異動では、理事3名様の御退任と理事3名様の御就任がございました。事務局では、事務局長に産業衛生部次長が、事務局員には商工課職員が兼務いたしております。

次いで2ページ、昭和57事業年度当振興会収入支出決算について去る5月29日、監事2名様より監査をいただき、収支は正確であるとのお認めをいただきました。

次いで3ページ、事業報告書から概要について御説明を申し上げます。まず、初めに経済情勢でございますが、わが国経済を見ますと、物価の安定等を背景に個人消費の緩やかな増大を中心として、国内需要はやや回復のきざしを見せました。このような情勢下において、本市の地場産業は、海外及び内需の市場拡大並びに品質転換による高付加価値への移行と、官民一体となった振興策が急務であると認識いたしております。

こうした情勢のもとで、当振興会といたしましては、地場産業及び商工業振興対策として次の事業を実施いたしました。地場産業振興に関する事業(1)商工ニュースについては、市内各事業所に対し、本年度は6回発行しております。(2)通行量調査及び消費購買客調査につきましては、商工会とのタイアップで昨年8月4日と8日の2日間、市内各商店街の通行量調査を、また9月には、婦人会の協力を得まして、市内消費者を対象に購買客流動調査を実施いたしました。(3)の地場産業まつりでは、市民まつり的なイベントからこれらが十分定着してまいり、2日間で1万人以上の入場者を数へ、市民、出展企業双方より好評を博しております。(4)の大坂伝統産業市への参加でございますが、神奈川県藤沢市のさいか屋百貨店において開催され、本市からは特産品の人造真珠やガラス細工、チューブマット等の出品を行い、予想以上の成果を、また宣伝効果が見られました。(5)商工業者名簿作成でございますが、市内商工業者を広く紹介するため、商工会との共同編集により600部作成、配布いたしました。

続いてIIの観光に関する事業では、檜尾山におきましてさくらまつりを催しました。幸い好天にも恵まれ、3千人以上の来客がありました。また、モデル撮影会等も実施し、入賞作品を市庁舎玄関で展示してまいりました。

以上、昭和57事業年度の実施事業についての御説明を終わります。続きまして昭和57事業年度収支決算報告について御説明申し上げます。5ページでございます。

まず、収入の部①財産収入では、予算額8万7,000円に対し収入済額は8万1,010円で、5,890円の収入減となっております。これは昨年1月18日の預貯金利率の引き下げに伴うものでございます。

②寄付収入では、予算額310万円に対し収入済額が297万円、13万円の収入減となっております。内訳は、商工会からの商工業者名簿作成負担金が収入減となったものでございます。

③事業収入では、予算額43万円、収入済額45万2,600円で、2万2,600円の収入増。この主な理由は、人造真珠等特産品売扱収入等によるものでございます。

④繰越金は、前事業年度における繰越金161万6,437円でございます。

以上、収入予算総額523万3,000円に対し収入総額512万147円となり、11万2,853

円の収入減となっております。

次に、支出の部といたしまして、①事務費では、予算額23万円、支出済額13万4,13円、9万9,587円の不用額が生じました。

②事業費でございますが、予算額497万8,000円に対し支出済額413万6,849円、83万6,151円の不用額が生じました。主な理由は、商工業実態調査を職員で行ったため、人件費が不用となったものでございます。

以上、収入済総額512万147円、支出済総額426万7,262円、差し引き85万2,855円を昭和58事業年度へ繰り越しいたしました。

次いで、10ページでございますが、当振興会財産目録でございます。当初、市より受けました基本財産を住友銀行和泉支店に定期預金として百万円、他に放送設備一式、紅白幕、テント、カメラ器具一式でございます。

以上で報告第4号の御説明を終わります。

続きまして、報告第5号について、報告の内容を御説明申し上げます。別冊関係書類1ページでございます。

昭和58年事業年度当振興会事業計画策定に関しましては、本会設立の趣旨から事業内容によく留意するとともに、厳しい地域経済情勢と市行財政等諸般の事情を勘案した上で予算編成をいたしてまいりました。概要について御説明申し上げますが、わが国経済は、国内需要はやや回復の方向を示しましたが、世界同時不況から景気回復は緩慢なものにとどまりました。

このような経済情勢のもと、中小企業においても経済、社会環境に的確に、また、柔軟に対応し、その経営の安定を確保する上からも、経営資源の充実並びに近代化、高度化対策の拡充を図る必要があると考えられます。現状は、なお、世界的な景気長期低迷による輸出減少、国内需要低下等により厳しい経済環境に置かれている繊維、人造真珠を初めとする地場産業の発展を図る地域経済政策に取り組む必要があると考えております。

一方、商業面におきましても、通産省の行政指導により大型店の過激な出店が一応、抑制されておりますが、当市への出店希望堅持は少なからず、各小売業者相互の自助努力は言うまでもなく、一方では、商業施設の適正配置による良好なる商業環境確保のもと、すでに定めております基本理念である3原則から成る十分なる調査に努めるべきだ、かように考えております。

これらの諸般の事情も考え合わせまして、まず、第1点目として商工業振興に関する事業、2点目は、特產品の普及、宣伝に関する事業、3点目として観光に関する事業、4点目、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を主要な柱といたしております。

それでは、この事業を推進するための収支予算について御説明申し上げます。3ページでございます。

まず、収入の部では、基本財産収入として、定期預金いたしております市よりの出資金100万円の預金利子及び運用資金の普通預金利子で計8万7,000円を計上いたしました。

寄附収入では、観光事業としての市からの補助金100万円、負担金として、情報提供事業負担金、商業地域通行量及び消費購買客動向調査委託料、地場産業活路開拓事業負担金、大阪府伝統産業市負担金計270万円、合計370万円を予算計上いたしました。

次いで、事業収入といたしまして、さくらまつり負担金、特産品売扱収入として45万円を計上し、繰越金は、前年度からの繰越金85万2,000円を計上し、収入総額508万9,000円を計上いたしたものでございます。

続きまして4ページ、支出の部では、事務費といたしまして27万円。

事業費といたしまして、観光事業では、松尾寺のさくらまつり、観光看板デザイン費、製作費等で65万3,000円、槇尾山さくらまつり関係の観光行事諸経費として85万円。

地場産業振興事業では、特産品普及宣伝費として地場産業まつり負担金、大阪の伝統産業市負担金、展示用ケース購入費等で215万円を、また、受託事業では、市より委託を受け商工業振興費として、商工会との共同編集のもとに刊行いたしております商工ニュースの情報提供事業負担金、商業地域通行量及び消費購買客動向調査負担金で110万円、計475万8,000円の事業費を計上いたしました。

予備費につきましては6万6,000円計上。

支出総額508万9,000円を予定し、昭和58事業年度收支予算と定めるものでございます。

最後に、これら予算の流用することができる範囲といたしまして、事務費、事業費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間で流用できるよう、御承認を賜らんとするものでございます。

以上、報告第4号並びに第5号について何とぞよろしく御審議を賜りまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に、質疑、御意見ないものと認め、報告第4号及び第5号を終わります。

---

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第19「財團法人和泉市文化振興財團昭和57事業年度決算書類の提出について」と日程第20「財團法人和泉市文化振興財團昭和58事業年度計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第 6 号

財団法人和泉市文化振興財団昭和 57 事業年度決算書類の提出について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和 57 事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 58 年 7 月 4 日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第 7 号

財団法人和泉市文化振興財団昭和 58 事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和 58 事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 58 年 7 月 4 日提出 和泉市長 池田忠雄

○ 議長(成田秀益君) 報告の説明を願います。

○ 指導部次長(竹田明郎君) ただいま御上程をいただきました報告第 6 号「財団法人和泉市文化振興財団昭和 57 事業年度決算書類の提出について」並びに報告第 7 号「昭和 58 事業年度事業計画書類の提出について」の報告の内容について御説明を申し上げます。

本財団法人は、議員皆様方の絶大な御支援のもと、昨年 10 月に設置いたしました和泉市久保惣美術館の主たる運営管理に当たるため、昨年 9 月 29 日付で大阪教育委員会の認可を得まして、10 月 1 日設立したものでございます。理事長には葛城宗一教育長が当たっております。理事会の構成は、議会より所管の厚生文教委員会の正副委員長さんのお 2 人、市側より 3 名、教育委員会事務局より 3 名、学識経験者 2 名、寄贈者側より 3 名、計 13 名で構成しております。また、職員につきましては、法人への派遣職員 3 名、管理人、事務補助員の計 5 名で運営しております。

なお、受付や館内のサービスについては、御近所の主婦たちの御協力を得て運営に当たっているものでございます。

それでは、まず報告第 6 号につきまして、概要を御説明申し上げます。別冊関係書類 1 ページでございます。

昭和 57 事業年度の事業内容でございますが、展示事業では、開館記念展といたしまして、蔵品から「日本と中国の名品」50 点余で構成しました「日本と中国の名品展」、続いて常設展示といたしまして「中国と日本の工芸展」、「絵画と書跡展」をそれぞれ実施し、8 月末ま

で延べ3,924人 の来館者を迎接しました。

次に、施設管理につきましては、館及び付属施設の良好な維持管理を図るため、清掃、警備等一部を業者委託する中で管理に当たってまいりました。

次に、出版事業につきましては、開館記念として、蔵品撰集として名品180点を選び、解説を加え出版いたしました。その他蔵品の美術品に関する論文集や参考図書の購入、中国博物館との交流等も実施してまいりました。以上が事業のあらましでございます。

次に、収支決算の内容でございますが、資料3ページ目からでございます。

会計処理につきましては、大阪府教育委員会の御指示に基づき、公益法人会計処理基準によりまして、複式簿記により処理しております。

まず、収入の部より御説明申し上げます。基本財産運用収入では、予算額1,200万円に対し収入額555万5,809円で、収入不足644万4,691円となっております。これは基本財産3億円の運用収入で収入不足を生じましたのは、運用受取利息は後入りとなるため生じたものでございます。

次に、研究発表展事業収入ですが、予算額101万4,000円に対し収入額238万5,320円で、内容は観覧料収入でございます。

次に、出版事業収入でございますが、予算額205万円に対し収入額は403万4,400円で、内容は蔵品撰集等の売り上げ収入でございます。

次に、市よりの受託金でございますが、予算額5,568万円に対し収入額3,813万9,451円で、収入不足として1,754万5,49円となっております。内容は、美術館運営準備基金を原資としていただいたもので、年度末精算により予算不執行額が生じたものでございます。

次に、雑収入でございますが、予算額ゼロに対し収入額83万4,905円となっております。内容は、預金の受取利息等でございます。

なお、普及事業につきましては、予算額10万5,000円を計上いたしましたが、開館時でしたので事業に取り組めませんでしたので、収入額がゼロとなっております。

以上、収入につきましては、予算額7,084万9,000円に対し収入済額は5,094万9,385円で、差がマイナス1,989万9,615円となっております。

続いて、支出の部について御説明申し上げます。

まず、管理費でございますが、予算額2,202万4,000円に対し支出額1,636万9,252円となっております。管理費の主なものは、人件費や光熱水費で、人件費では、職員3名、嘱託員2名の給与費等で、光熱水費では、電力料でございます。

次に、施設管理事業費につきましては、予算額895万1,000円に対し支出額848万6,800

円で、その内容は、館内外の良好な維持管理のためのメンテナンスに必要な費用でございます。

次に研究発表展事業でございますが、予算額 1,580万7,000円に対し支出額 802万7,974円で、内容は、4つの展覧会に要しました印刷費、美術品の搬送料等でございます。

次に、固定資産取得支出でございますが、予算額 35万円に対し支出額 525万6,000円で、内容は、展示用ケース3基と耐火金庫1基購入分でございます。

このほか美術品に関する論文集や参考図書の購入、中国博物館との交流PR用スライドの製作、道案内掲示料、ほかに記念誌として、名品蔵品撰集の発行等に、予算額 2,030万円に対し支出額 1,542万5,640円となっております。

さらに、10月26日に行いました開館式典費として、予算額 241万7,000円に対し支出額 238万3,719円でございまして、その内容は、記念品としての図録代ほか警備委託費等でございます。

以上、支出の部では予算額 7,084万9,000円に対し支出額 5,094万9,385円で、1,989万9,615円の不執行となっております。

本決算につきましては、去る6月4日に監事により監査を受け、的確に執行している旨報告を受けております。

続きまして、報告第7号の昭和58事業年度の事業計画について御報告させていただきます。  
資料1ページ目からでございます。

事業の計画ですが、展示事業といたしましては、研究発表展して、盒(ごう)、いわゆる身とふたが合なる器物を日本と中国を中心とした名品を集め展示し、中国、朝鮮、日本の工芸の歴史を紹介、さらに、常設展示として鏡の歴史、工芸の歴史、書、画の名品の各展示を考えております。

出版事業では、鏡の拓本集の発刊準備並びに茶室の紹介、パンフの制作。普及事業では、美術品の鑑賞を一步深めるための美術に関する講座、講義の実施。美術品の整理保存については、この夏期を利用して収蔵庫の整備とともに、強制排気によるコンクリートより出てまいりますアルカリガスの防止、さらに現在、大阪市立美術館に預けております美術品を引き取り、殺虫の実行、さらに、本事業年度より寄贈を受けました美術品の整理分類、資料収集につきましては、ほとんど手つかずの状況でございますので、年次計画をもって整理に着手いたしたく計画するものでございます。

なお、館、その他附属施設につきましては、常に鑑賞にふさわしい環境づくりと保安に十分留意し、職員一丸となって親しみやすい、わかりやすい美術館運営に経営の合理化とともに万全を期してまいりたく存じます。

以上、58事業年度の事業計画のあらましを御説明させていただきました。

次に、昭和58事業年度の予算でございますが、まず、収入の部より御説明申し上げます。

資料3ページ目からでございます。

基本財産運用収入では2,450万円を計上しております。内容は、基本財産3億円の運用受取利息でございます。

研究発表展収入では、247万5,000円を計上しました。内容は、特別展示の観覧者収入でございます。55日間、延べ8,250名の入館を見込んでございます。

出版事業収入では、440万2,000円を計上いたしました。すでに発刊しております名品撰集の販売を初め、茶室紹介のパンフ等の売り上げを見込みました。

普及事業収入では、94万円を計上してございますが、講座の受講料等でございます。

最後に、受託金でございますが、4,963万2,000円を計上、運営準備基金を原資としていただくものでございます。

以上、収入合計は8,194万9,000円となり、前年度の6,843万2,000円より1,351万7,000円の増となります。

次に、支出の部について御説明申し上げます。

まず、一般管理費でございますが、予算額4,461万9,000円を計上いたしました。その内容の主なものは、職員と嘱託員の給与費2,252万3,000円、水道光熱費については、年間を通じての実積がありませんので、一般基準により算定し、1,358万5,000円を計上、その他一般管理運営のための諸経費でございます。

次に、事業費関係でございますが、施設管理事業費では、1,199万9,000円を計上いたしました。内容は、清掃、警備、浄化槽の維持管理等メンテナンス費用で、主として委託費でございます。

研究発表展事業費として853万1,000円を計上。内容は、秋の特別企画展と4回の常設展示に係る費用で、ポスター等の印刷費、美術品の搬送費用等でございます。

その他の事業費として1,480万円を計上いたしました。その内容は、出版物刊行に580万円、論文集、参考図書の購入に500万円。

このほか中国博物院との交流、美術に関する講義、講演の開催、美術品の整理保存、館事業P R のための広報活動費等でございます。

最後に、予備費として200万円計上しております。

以上、支出の合計額は8,194万9,000円で、前年度の6,843万2,000円より1,351万7,000円の増となっております。

以上、まことに簡単でございますが、御説明申し上げました。

なお、事業計画で御報告をさせていただきましたとおり、この夏期中に収蔵庫、展示室の環境を整えるための強制換気、収蔵庫棚の設置、さらに、大阪市立美術館に預けております美術品の引き取り、収蔵庫内で殺虫を実施する計画でございますので、現在、実施しております「鏡の歴史」展が終わる7月26日から展示部門の事業は夏期の間、休ませていただきとう存じます。

以上、報告第6号と報告第7号の説明を終わります。何とぞよろしく御審議くださいまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（大谷昌幸君） この美術館が実際に運営されるようになってからの半年決算と1年間の予算が出てるわけですが、これについては、理事会その他にかかっているように思いますので、奥歯にものがさまって言いくらいが、先を危ぐしますので、あえて発言を求めたわけでございます。これから1年間の予算書の作成は非常に難しかっただろう、また、難しいだろうと思うんです。昨年の観覧料収入101万4,000円と見込んだのが倍以上の2・38万余だったりして全然予測がつかない。難しいんだろうと思います。この予算書もどうしてこういう数字をはじき出したんかな、と思う点がかなりあるわけです。  
例を挙げて1点だけ、あえて指摘させていたくなればたとえば光熱水費、昨年の半年間に354万6,300円、月に60万円というのが、本年の予算では1,358万5,000円、月に110万円、約2倍かかっています。理由はよろしいですが、理解に苦しむわけです。そういう点がほかにも多々あると思います。これが3年後になりましたら、全部市の方で運営していくかんどなった場合、今年の実質1年目の運営をしていくのに約8,200万円かかるわけですね。実質、基金から入る利子は幾らですか。これだけちょっと言うてくれませんか。
- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 指導部次長（竹田明郎君） 基金の方は3億円いただいておりまして、その運用利子が大体2,400万円入ってまいります。
- 19番（大谷昌幸君） そうすると、8,200万円から2,400万円を差し引きますと6,000万近い金を何とか都合せないかん、そういうことでしょう。それを非常に危ぐするわけです。だから、この予算書をつくるのに非常に難しいのは理解するんですが、3年先にどのような運営をしていくかということをつぶさに考えていただき、もっと実質的なものをつくっていただきたい。理事会を通ってる分ですから、あえてそういうことは言いくらいですが、一応、要望だけしておきます。

以上です。

- 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第6号及び報告第7号を終わります。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第2.1「和泉市農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

推薦第 1 号

和泉市農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は5人とし、次の者を推薦する。

昭和58年7月5日提出

和泉市議会議長 成田秀益

記

和泉市農業委員会委員（1名）

住 所	氏 名	生年月日

推薦第 1 号参考資料

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）抜き

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1. 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した理事各1名
2. 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

- 議長（成田秀益君） 本件につきましては、議会推薦農業委員として横田憲治郎氏が選任されておりましたが、去る3月25日付で同会委員を退任されました旨の通知が坂上国治会長よ

りありましたので、その後任委員を議会で推薦するものであります。

なお、推薦については、委員の推薦基準により先般、当該地区の議員で御協議の上、御了解を願っておりますので、私より推薦させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 朗読いたします。

議会推薦農業委員会委員に和泉市黒鳥町943番地 原 重樹 昭和27年8月1日生まれ。  
以上。

- 議長(成田秀益君) ただいま朗読どおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会推薦第1号の委員に原 重樹議員を推薦することに決しました。原 重樹委員さんには大変御苦労ですが、本市農政発展のために御尽力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 
- 議長(成田秀益君) 次に、日程第22「泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 選挙第 1 号

#### 泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について

泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の任期満了に伴い、墓地組合規約第4条第2項の定めにより、第2選挙区と和泉市肥子町および第3選挙区、和泉市池上町より各1名を選挙するものとする。

昭和58年7月5日提出

和泉市議会議長 成田秀益

記

#### 第2選挙区

住 所	和泉市肥子町	丁目	番 号
氏 名			番地
生年月日	年 月 日生		

第3選挙区

住 所 和泉市池上町 番地  
氏 名  
生年月日 年 月 日生

選挙第 1 号参考資料

泉大津市、和泉市墓地組合規約抜粋  
(昭和26年8月2日制定)

第4条 本組合議会議員の定数を25名とし、各選挙区の所属市議会に於てその選挙区内市  
住民中、市議会議員の被選挙権を有する者より選挙する。

2. 選挙区を分ちて次の3区とし、各区に於て選挙すべき議員の定数を次の通りとする。

第1選挙区	泉大津市(板原、助松、森、千原を除く。)	23名
第2選挙区	和泉市肥子町	1名
第3選挙区	和泉市池上町	1名

3. 第1項の選挙については、地方自治法第118条の規定を準用する。

4. 組合議会議員の任期は4年とし、一般選挙日から起算する。

5. 本組合議会議員は、関係市の議会議員を兼ねることができる。

○ 議長(成田秀益君) 本件につきましては、過日の議会運営委員会で御説明申し上げました  
とおりでありますので、はなはだせん越でございますが、私より指名推薦させていただくこと  
に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認め、さよう指名させていただきます。墓地組合議会議員に第2選挙区  
和泉市肥子町1丁目8番31号 神倉義一氏 昭和3年12月22日生まれ。第3選挙区  
和泉市池上町635番地 神山秀夫氏 大正10年11月11日生まれ。

以上のとおり指名推薦いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認め、泉大津市、和泉市墓地組合議会議員に肥子町の 神倉義一氏 及び  
池上町の 神山秀夫氏 がそれぞれ当選されました。

○ 議長(成田秀益君) 次に、日程第23「昭和58年6月に支給する期末手当の額の特例に  
関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 36 号

昭和 58 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和 58 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和 58 年 7 月 5 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第一号

昭和 58 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第 1 条 この条例は昭和 58 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第 2 条 昭和 58 年 6 月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和 38 年和泉市条例第 16 号)第 25 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 148」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に 2,800 円を加えて得た額」とする。

2 昭和 58 年 6 月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年和泉市条例第 20 号)第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 190」とあるのは「100 分の 198」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に 2,800 円を加えて得た額」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和 58 年 6 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、本年 6 月に支給する期末手当の額を特別的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 36 号参考資料

昭和 58 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)  
による特例措置後の規定と本来の規定との対照表

1 和泉市職員の給与に関する条例

特例措置	本来
<p>〔期末手当〕</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 50、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 148</u>、12 月に支給する場合においては、100 分の 190 を乗じて得た額に、基準日以前 3 箇月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に <u>28,000 円を加えて得た額とする。</u></p> <p>(表 略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>〔期末手当〕</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 50、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 140</u>、12 月に支給する場合においては、100 分の 190 を乗じて得た額に、基準日以前 3 箇月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>3 (略)</p>

2 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

特例措置	本来
<p>第 5 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が 3 月 1 日である場合については 100 分の 50、6 月 1 日である場合については <u>100 分の 198</u>、12 月 1 日である場合については 100 分の 250 を乗じ</p>	<p>第 5 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が 3 月 1 日である場合については 100 分の 50、6 月 1 日である場合については <u>100 分の 190</u>、12 月 1 日である場合については 100 分の 250 を乗じ</p>

特例措置	本來
<p>て得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額に28,000円を加えて得た額とする。(後段 略)</p> <p>(表 略)</p>	<p>て得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(後段 略)</p> <p>(表 略)</p>

- 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。
- 参与(西川喜久君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第36号「昭和58年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

職員の給与につきましては、昨年度に引き続き改定を見送っておるところでございます。最近の経済情勢並びに職員の勤労意欲、また、府下各市の状況等の諸事情を考慮し、本年6月に支給する期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行い、一般職員に対する期末手当の支給額を同条例第25条の第2項中「100分の140」とあるのを「100分の148」とし、かつ一律28,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項に「100分の190」とあるのを「100分の198」とし、かつ一律28,000円を上積みしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長(成田秀益君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昨日4日、本年第2回の定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわりませず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く、深く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、今後、なお一層の御支援と御協力を寄せ賜りますよう、ひとえにお願い申し上げます。

終わりに臨みましても、暑さも今後日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましても、十分に御自愛をされますようお祈り申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして、心を込めての御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうも本当に長時間ありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(成田秀益君) 一言、御礼申し上げます。

本定例会におきましては、議員皆様には公私大変お忙しいところ慎重御審議を賜りました上、予定より早く終了できましたことを心から厚く御礼申し上げます。理事者におかれましても、審議を通じて指摘なり要望等の諸事項を謙虚に受けとめ、日常業務に努力されるよう望みます。

最後に、暑さ厳しい折から皆様方には御健康に留意され、市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、昭和58年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後零時3分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

